

令和元年

# 双葉町議会会議録

第3回定例会

9月11日開会～9月18日閉会

双葉町議会

## 令和元年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 (9月11日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
議案第42号から議案第64号までの一括上程	8
議案第42号から議案第64号までの提案理由の説明	8
監査報告	13
散 会	14

### 第 2 日 (9月12日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため議場に出席した者の職氏名	16
開 議	17
議事日程の報告	17
一般質問	17

5番 菅野博紀君 .....	17
3番 羽山君子君 .....	31
発言の訂正 .....	38
7番 岩本久人君 .....	38
1番 尾形彰宏君 .....	46
4番 高萩文孝君 .....	52
散会 .....	56

第 8 日 (9月18日)

議事日程 .....	57
出席議員 .....	58
欠席議員 .....	58
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	58
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	58
開議 .....	59
議事日程の報告 .....	59
議案第42号の質疑、討論、採決 .....	59
議案第43号の質疑、討論、採決 .....	59
議案第44号の質疑、討論、採決 .....	60
議案第45号の質疑、討論、採決 .....	60
議案第46号の質疑、討論、採決 .....	61
議案第47号の質疑、討論、採決 .....	62
議案第48号の質疑、討論、採決 .....	62
議案第49号の質疑、討論、採決 .....	63
議案第50号の質疑、討論、採決 .....	63
議案第51号の質疑、討論、採決 .....	64
議案第52号の質疑、討論、採決 .....	64
議案第53号の質疑、討論、採決 .....	66
議案第54号の質疑、討論、採決 .....	67
議案第55号の質疑、討論、採決 .....	68
議案第56号の質疑、討論、採決 .....	69
議案第57号の質疑、討論、採決 .....	70
議案第58号の質疑、討論、採決 .....	74

議案第59号の質疑、討論、採決 .....	75
議案第60号の質疑、討論、採決 .....	76
議案第61号の質疑、討論、採決 .....	77
議案第62号の質疑、討論、採決 .....	78
議案第63号の質疑、討論、採決 .....	80
議案第64号の質疑、討論、採決 .....	81
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 .....	82
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	82
議員派遣の件 .....	82
閉 会 .....	83

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

元双葉町告示第17号

令和元年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月22日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和元年9月11日（水）  
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君  
3番 羽山君子君  
5番 菅野博紀君  
7番 岩本久人君

2番 石田翼君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

## 令和元年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開会

### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 議会運営委員会委員長の辞任及び選任報告  
監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第42号 双葉町産業交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第44号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第45号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第46号 双葉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 備品購入契約の締結について
- 日程第12 議案第49号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第13 議案第50号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第14 議案第51号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第15 議案第52号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第53号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第54号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第55号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第56号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第57号 平成30年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第21 議案第58号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第59号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第23 議案第60号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第24 議案第61号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第25 議案第62号 平成30年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について



日程第26 議案第63号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第27 議案第64号 双葉町教育委員会委員の任命について

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
総務課長	平岩邦弘君
復興推進課長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	朝田幸伸君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、清川泰弘君、7番、岩本久人君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月5日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月18日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの8日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会運営委員会委員長の辞任及び選任報告をします。

高萩文孝君からの議会運営委員会委員長辞任の申し出により、議会運営委員会は、委員長には菅野博紀君、副委員長には羽山君子君、以上のように選任されました。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和元年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月14日、令和2年度国の概算要求に向けた要望活動を行いました。特に、令和元年度末及び令和4年春の避難指示解除目標の確実な実現、被害実態に即した賠償の実施、高速道路の無料措置の一括延長と医療費一部負担金等の免除などの生活再建支援の継続に加えて、復興財源と国の支援体制の長期的な確保などの7項目の最重点課題について、復興庁を初めとする関係省庁へ強く要望いたしました。

7月7日、広野町、楡葉町において、令和元年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、野球、バレーボール、剣道、グラウンドゴルフ、そして新競技のバスケットボールにエントリーしましたが、当日は雨の影響により3種目の競技が実施されました。双葉町チームは、バレーボールとバスケットボールが優勝、剣道は2回戦進出と見事な成績をおさめ、選手の皆さんの力強いプレーに大変勇気づけられたところであります。

7月13日、14日は、栃木県那須町において、将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会を持ち、児童生徒同士や保護者同士の心のつながりと交流、きずなの維持のため、「集まれ！ふたばっ子2019」を開催いたしました。全国各地から多数の小・中・高校生と保護者の皆さんが参加し、那須りんどう湖レイクビューで体験活動やレクリエーションを行い、交流を深めました。また、保護者を対象に、双葉町出身の料理研究家伊藤政彦さんによる「ふるさと双葉 食べもの語り」と題した教育講演会が行われ、料理の実演なども交え、幼少時代に味わった料理の話に聞き入っていました。さらに、閉会式では、町婦人会の皆さんによる「ふたば音頭」の実演と踊りの指導を受け、参加者一同が輪になって踊り、楽しい交流の時間を過ごしました。

7月27日から29日にかけて、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が南相馬市で盛大に開催されました。昨年に引き続き、浪江町内で標葉郷の出陣式が行われました。双葉町騎馬会からは6騎の騎馬武者が標葉郷から出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地向けて進軍し、甲冑競馬、神旗争奪戦などに参加し、無事に凱旋いたしました。

7月30日から8月5日までの7日間、ニュージーランドで「双葉町生徒海外派遣事業」を実施し、高校生1名、中学生9名の計10名が参加いたしました。生徒たちは、ホームステイや現地中学校での

交流授業を通して生活習慣などの違いを体験しました。また、羊産業や大自然に触れたほか、オークランド博物館や戦争記念館を視察するなど歴史文化を学び、見聞を広めてまいりました。

7月31日、双葉町放射線量等検証委員会から、検証委員会における検証結果の中間報告が町に提出されました。検証委員会では、これまで4回の審議を重ねてまいりましたが、来年春の避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除などに向け、引き続き放射線量等の検証を続けているところです。

8月20日、いわき事務所において、宮城県仙台市の株式会社舞台ファームと農業の再生・新興等に関する包括連携協定締結式を行いました。今後、舞台ファームとの協働により、双葉町の大切な産業である農業の復興・創造を目指し、地元農業者との連携や新たな販路確保、担い手の育成等に関して、さらなる取り組みを進めてまいります。

9月1日、相馬市・新地町において、第72回福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会が開催され、双葉町からは、壮年ソフトボール、9人制バレーボール、ソフトテニスの競技に出場しました。暑い気温の中ではありましたが、選手たちの元気あふれるプレーで、壮年ソフトボールがブロック準優勝、9人制バレーボールが第3位、震災後初出場のソフトテニスブロック準優勝というすばらしい成績をおさめました。

帰還困難区域における県道35号いわき浪江線及び国道288号の特別通過交通については、国と関係自治体等との調整が整ったことから、9月5日12時より本町内の区間も車両通行証なしで通行できるようになりました。これにより、国道6号の迂回路が確保され、国道6号や常磐自動車道と合わせて、浜通りの南北の基幹道路がつながったこととなります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が1件、条例の廃止が2件、条例の一部改正が3件、契約の締結が1件、特別功労表彰の同意が3件、令和元年度補正予算（案）が5件、平成30年度決算の認定が7件、委員の任命が1件、合わせて23件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第42号から議案第64号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第42号から日程第27、議案第64号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第64号までを一括上程いたします。

---

◎議案第42号から議案第64号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第42号から議案第64号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第42号 双葉町産業交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。現在中野地区復興産業拠点に建設中の双葉町産業交流センターの設置及び管理に関して、使用料など必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第43号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正により、幼稚園等の利用料の無償化が令和元年10月1日から施行されることに伴い、双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例を廃止するものです。

議案第44号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の廃止についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正により、幼稚園等の利用料の無償化が令和元年10月1日から施行されることに伴い、双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例を廃止するものです。

議案第45号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。女性活躍推進の一環で、本人からの届け出によって住民票に旧姓を記載することにより、旧姓での住民票やマイナンバーカードの交付が受けられるとした住民基本台帳法施行令の改正（本年11月5日から施行）に対応し、旧姓での印鑑登録や印鑑証明書の交付を可能とするために所要の整備をするものです。

議案第46号 双葉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。本年8月1日に施行された災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、災害援護資金の償還免除の対象拡大などについて、必要な措置を講じるため改正するものです。

議案第47号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことを踏まえ、関係条文を整備するため改正するものです。

議案第48号 備品購入契約の締結についてであります。職員用ノートパソコン購入について、8月28日、指名業者6社による指名競争入札に付した結果、株式会社F S Kが1,419万円で落札しましたので、購入契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものです。

議案第49号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

新家俊美氏は、双葉町消防団員として昭和51年から長年にわたり消防団活動に尽力されました。平成20年に双葉町功労表彰、平成21年に消防庁より永年勤続功労章、さらに平成22年には日本消防協会より功績章を受けられております。

議案第50号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

石井義幸氏は、双葉町消防団員として昭和55年から長年にわたり消防団活動に尽力されており、平

成25年3月に消防庁より永年勤続功労章、同年6月には福島県より精勤章、さらに平成26年には双葉町功労表彰を受けられております。

議案第51号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡辺浩美氏は、双葉町消防団員として昭和55年から長年にわたり消防団活動に尽力されており、平成26年6月に福島県より精勤章、同年11月に双葉町功労表彰、さらに平成27年には消防庁より永年勤続功労章を受けられております。

議案第52号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ11億4,150万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は317億8,106万6,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、福島再生加速化交付金、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金などの増により3億4,943万3,000円を追加いたしました。県支出金は、避難農業者経営再開支援事業などの増により683万4,000円を追加いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金、福島再生加速化交付金基金繰入金などの増により1億2,727万2,000円を追加いたしました。繰越金は、前年度繰越金として6億5,110万2,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、公共施設地下タンク廃油処理業務委託料、双葉駅西地区公営住宅整備負担金などの増により1億640万3,000円を追加いたしました。民生費は、防犯・防災総合システム整備事業などの増により2億1,424万円を追加いたしました。衛生費は、双葉地方水道企業団への資本的事業負担金などの増により3,372万1,000円を追加いたしました。農林水産業費は、避難農業者経営再開支援事業補助金などの増により588万5,000円を追加いたしました。諸支出金は、財政調整基金、福島再生加速化交付金基金などへの積立金により5億5,168万7,000円を追加いたしました。

また、双葉駅西地区公営住宅整備事業（設計）及び防犯・防災総合システム賃貸借（第3期）について、それぞれ債務負担行為を設定いたしました。

議案第53号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,033万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億4,376万4,000円となります。

歳入は、国庫支出金が災害臨時特例補助金50万円の追加、繰入金が一般会計繰入金78万7,000円の追加、繰越金は905万2,000円追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費78万7,000円の追加、保険給付費に一般被保険者災害時療養費50万円の追加、諸支出金に国・県への返還金7万円を追加いたしました。

議案第54号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ724万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は6億1,525万8,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金17万2,000円の追加、前年度繰越金20万円の追加、雑入が687万円の追加となります。

歳出は、下水道総務費が17万2,000円の追加、下水道建設費に687万円などを追加いたしました。

議案第55号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億6,323万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億5,376万円になります。

歳入は、地域支援事業に係る国庫支出金168万円、支払基金交付金435万5,000円、県支出金84万円、繰越金に1億5,631万2,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費が人件費4万9,000円の追加、基金積立金に7,000万円の追加、諸支出金に国などへの返還金4,100万1,000円を追加いたしました。

議案第56号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,546万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額は2,682万2,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減免により後期高齢者医療保険料5,840万2,000円、使用料及び手数料5,000円、繰入金17万3,000円をそれぞれ減額し、繰越金は311万4,000円を追加いたしました。

歳出は、保険料減免により総務費17万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5,840万3,000円をそれぞれ減額し、諸支出金に一般会計繰出金311万5,000円を追加いたしました。

議案第57号 平成30年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額217億9,698万1,000円、歳出総額207億1,537万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は10億8,160万8,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源3億3,050万5,000円を差し引いた実質収支は7億5,110万3,000円となりました。前年度と比較し、歳入が28億7,415万9,000円の増、歳出が25億3,348万2,000円の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は10億9,770万4,000円で、家屋罹災判定による減免額の増加に伴う個人町民税の減収などにより、前年度から3,757万4,000円の減となりました。

地方交付税は29億1,086万2,000円で、震災復興特別交付税の増により、前年度から11億7,879万9,000円の増となりました。

国庫支出金は92億871万円で、インターチェンジ整備事業等負担金の増などにより、前年度から3,823万9,000円の増となりました。

県支出金は21億1,222万2,000円で、常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金等の増により、前年度から6億9,558万1,000円の増となりました。

繰入金は52億9,111万9,000円で、福島再生加速化交付金基金などの基金から繰り入れを行い、各種事業に充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

義務的経費は13億4,690万3,000円で、人件費等の減により、前年度から9,112万6,000円の減となりました。

投資的経費は62億8,705万2,000円で、産業交流センター建築工事や常磐自動車道追加インターチェ



ンジ整備事業等の増により、前年度から41億6,295万6,000円の増となりました。

その他の経費は130億8,141万8,000円で、補助費等のうち中間貯蔵施設に関する地権者支援金が減となったことや、福島再生加速化交付金等の基金積立額が減となったため、前年度から15億3,834万8,000円の減となりました。

議案第58号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額13億7,454万5,000円、歳出総額13億6,549万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は905万4,000円となりました。

歳入は、県支出金が9億6,975万6,000円で、歳入総額の70.6%を占めており、次いで国庫支出金が2億5,727万9,000円となっております。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は1億1,105万6,000円で、前年度と比較すると2,201万9,000円の増となりました。

歳出は、保険給付費が9億7,344万円で、歳出総額の71.3%を占めており、次いで国民健康保険事業費納付金が3億341万8,000円となっております。保険給付費を前年度と比較すると3,092万7,000円の増となっており、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は43万7,305円で、前年度と比較して2万7,338円の増となっております。

議案第59号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計決算額は、歳入歳出総額ともに410万6,000円となりました。前年度決算額463万円に対し、52万4,000円の減額となっております。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料65万4,000円、公債費が公有林整備事業元利償還金345万2,000円を支出しております。

議案第60号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計決算額は、歳入総額は2億6,212万9,000円、歳出総額が2億6,182万9,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は30万円となりました。

歳入は、一般会計からの繰入金が2億3,401万1,000円、繰越金が2,574万円、諸収入が原子力損害賠償金の収入により237万8,000円となっております。

歳出は、下水道総務費が1,173万5,000円、下水道維持費が3,665万円、下水道建設費が3,998万3,000円、公債費が下水道事業元利償還金1億7,346万1,000円となっております。

議案第61号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算額は、歳入歳出ともに36万7,000円となりました。

歳入は、土地使用料23万5,000円、繰越金13万2,000円となっております。

歳出は、全額一般会計への繰出金となっております。

議案第62号 平成30年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額12億3,103万3,000円、歳出総額10億7,461万8,000円で、歳

入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は1億5,641万5,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金が5億8,219万4,000円、支払基金交付金が2億4,963万7,000円、一般会計からの繰入金金が1億4,799万3,000円、県支出金が1億4,423万7,000円となっております。

歳出は、保険給付費が8億9,882万8,000円で、前年度から2,598万2,000円の増となっており、歳出総額の83.6%を占めており、次いで地域支援事業費が7,055万9,000円、国・県等の返還金など諸支出金が5,166万1,000円、基金積立金が3,008万9,000円となっております。

議案第63号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額4,903万2,000円、歳出総額4,591万6,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は311万6,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金金が3,690万6,000円で、歳入総額の75.3%を占めており、次いで繰越金が749万5,000円、諸収入が382万5,000円となっております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,823万6,000円で、歳出総額の39.7%を占めており、次いで総務費が1,801万2,000円、諸支出金が749万5,000円、保健事業費が217万3,000円となっております。

議案第64号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。大久保敏己委員が9月30日をもって任期が満了となります。大久保委員は、教育委員として2期8年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、大久保敏己氏の再任をお願いするものです。

大久保敏己氏は、教育並びに文化スポーツ等に識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため議会の同意を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財務健全化指数のうち、実質公債費比率は3カ年平均で7.7%、前年度より1.1ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

それと、昨年度も監査意見に挙げましたが、復興庁は復興・創生期間を令和2年度までとしており、これにより、財源確保ができなくなれば、これまでと同様の事業継続は困難です。国、県への要望の継続と並行し、将来を見据えた自主財源の確保、事業見直し等の検討を進める時期に来ていると思われまますので、検討方お願いをいたします。

また、双葉町役場いわき事務所の入退庁記録簿を確認したところ、深夜まで残業している職員が散見されました。身体的、精神的負担を考慮し、労働時間の管理徹底をお願いをいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時35分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

# 令和元年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月12日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

3番 羽 山 君 子 君

7番 岩 本 久 人 君

1番 尾 形 彰 宏 君

4番 高 萩 文 孝 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
総務課長	平岩邦弘君
復興推進課長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	朝田幸伸君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号1番、議席番号5番。ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1番、避難生活について。避難生活がいつまで続くかわからない状況ですが、医療費の無料期間は令和2年2月まで、高速道路の無料期間は令和2年3月までです。借上げ住宅等の対応と同じように、今後の国、県に対しての対応が大事だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、避難生活について。医療費の無料期間が令和2年2月まで、高速道路無料期間が令和2年3月までとされており、今後の国、県への対応についてのおたただしですが、6月14日に復興庁を初めとする関係省庁に対して、双葉町の復興に向けた重点要望として、町の復興から、町民の皆様の生活再建まで、多岐にわたる課題の中でも、特に重点的な事項について要望したところであります。

令和2年度の復興創生期間の終了時期が近づき、生活再建支援策の見直しが議論されている状況下において、国、関係省庁には、避難指示が解除され一定程度帰還が進んだ地域と、当町のように、いまだに全町避難が継続している地域の復興の進捗状況の違い、また中間貯蔵施設を苦渋の判断で受け入れるなど、双葉町が置かれている特殊性をしっかりと認識していただく必要があります。その上で、医療費の一部負担金免除の延長については、なれない地での不自由な生活により、高齢者を中心に健康の不安を訴える声が数多く寄せられる中、避難指示解除がなされた町への帰還が可能となり、以前

の生活ができるようになるまで、引き続き延長を強く要望しております。また、全国に分散し、不自由な避難生活を強いられている町民同士のきずなを維持させ、町への思いを持ち続けてもらうために、大変重要な支援策となる高速道路無料措置延長についても強く要望いたしました。

今後とも、引き続き町民の皆様の生活再建支援策が確実に実施されるよう、国、関係省庁等に強く働きかけを行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 毎回この質問は出している中で、ちゃんとした答えがないのかなというのが、ちょっと僕の印象です。というのは、医療費何年間か、1年1年ではなくてというふうになりました。高速道路もそうです。医療費に関してはその月に、ではやりますよと。医療費に関しては、多分来年延長するとしても、令和2年の2月の頭とか1月後半に、ではいいですよという答えでは、それまで役場職員、担当課も、その時間帯にやるというのは大変だと思うのと、町民自体も安心できないと思うのです。そういうこちらの事情を全然聞き入れずに、そういう対応はどうなのかなと。予算の問題があるから、そういうふうなことということを前にお答えいただきましたが、例えばこれだけの大事故でなっているのですけれども、長崎、広島は、もう予算に計上されているのですよね。毎年の予算に計上されているのです。医療費もただだし、年金ももらってます。その医療費部分で言えば、もう組み込まれているものと。だから、そんな対応はないと思うのです。予算があるなしの話ではなくて、やっぱりそれだけの方が被害に遭っているのだから、それを国で負担するというのは当たり前のことだと思います。

あと、高速無料化、これはこの前中間貯蔵の安全委員会のほうでも言わせてもらったのですけれども、今288号線でいつ事故が起きてもおかしくない状況です。片側通行等を広げるといっても、本当に複雑な曲がりくねった道なので、そういうのも考えたときに、やっぱり家族が帰るときには、なるべく高速で行ってもらおうほうが、より安全だと思います。そういう観点からも、中間貯蔵を受けているにもかかわらず、そういう措置をしていただけないというのはどうなのかなと。それで、令和2年2月、3月までですけれども、これに関してはもう最低でも3カ月前に何年かち取ってきてほしい、高速無料化あと3年、医療費も例えば5年とか3年とか。こういう避難生活が続いているいろいろな状況になっているので、病気の方もすごく多いです。多い中で、高齢者に対しても、そういう措置をするのは町ではないのですよね、国がやるのであれば、それは当たり前だと思います。これは県も、本当に今までの電源三法交付金等々、福島県内で全部使ったわけですよね。ハイリスクハイリターンではなかったのです、交付金等々も。その中で、当町の町民が苦しんでいる中で、それはやっぱり県も、それに県知事も一緒に頑張っていたいただきたいなと思いますので、要望というよりも、本当に答えを実際はもらってきていただきたいなと。それを私たちが、やっぱり町も含めて、町民の方々に示すのも一つだと思います。

あと、借上げ住宅等って僕通告に出したのですけれども、その件に関しては全然今お答えになって



いらっしゃらないと思うのです。借上げ住宅等の対応と同じようにと。借上げ住宅も、実際に言ったら東京電力から対応が県に移ったわけです。それ何でそういうふうになるのかなと。1年1年で、実際に双葉町に帰れない、自分のうちに帰れない、実際はもう壊さなくてはならない事情になってきているではないですか、双葉の自宅のほうは皆さんが。その中で、何で帰れる状況にもしない、そういう状況にした東京電力さんが賠償しないで、県がそれを東京電力さんに請求しながらやっていくというのは、僕ちょっとおかしいと思うのです。東京電力さんって、国の機関でも何でもないので。県の機関でも何でもないので、それをやって結局こういうものをどんどん、どんどん廃止していくように、皆さんが不安に思っています。

それは、町としてはどういう対応していくのか。要望とかではなくて、やっぱりそれはもう帰れるようになるまでだったらなるまで1年1年の延長というのは、非常に僕はおかしいと思うのです。そこら辺どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、医療費の減免、高速道路の無料化の延長については、医療費に関しては毎年毎年の延長ということになっておりますし、高速道路は一昨年から2年の延長ということで、当初1年だったものが2年に延びたというふうな、多少効果は出てきているなというふうに感じておりますけれども、残念ながら我々双葉町が全町避難が継続している中で、避難指示解除がなされるまで確実にそういうふうなことが継続できるような状況にあれば一番いいのでありますし、当然だと思っておりますが、残念ながら双葉町だけに対して、そういうふうな判断を国が下すということは、今現在至っていないということでもあります。ですから、中間貯蔵施設を苦渋の判断で受け入れるなど、双葉町が置かれている特殊性を国に認識していただいて、双葉町に関しては他の自治体と全然状況が違うということを理解していただきながら、この制度の運用に関しても日々努力をして、議員がおっしゃったような結果が出るような取り組みをしている状況でございます。

また、借上げ住宅の件ですけれども、これは県、国と3者の協議を何度かさせていただいております。その中で、先ほど申し上げましたように、被災12市町村の中で唯一避難指示解除ができていない、全町避難が継続している当町でありますから、当然これは無条件に延長するのが当たり前でしょうというふうな話をさせていただいております。

そういったことで、一昨年避難指示解除された富岡町、浪江町との状況は、多少違ってきているというふうには、今回の取り組みは出ていると思っております。ただ、その後の取り組みにつきましてですけれども、双葉町として国、県に常に申し上げているのは、まだ全町避難が継続しているのですから、この借り上げにしても、いろいろな制度の運用にしても、継続は当然のことですよということは強く申し上げております。そういったことで、国、県、さらには東京電力にも、粘り強くそういったような話し合いをしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 要望活動等、粘り強い交渉というのもわかるのですが、先ほど言ったように中間貯蔵、これは何のために受けたのか。それももう30年で、ちゃんともに戻して返しますよというような感じのことで受けたのかもしれないですが、ではそれを受けただけの当町のメリットがどこにあるのかということなのです。もうそもそもメリットがない中で、ここまではやってくださいということをこちらで要望してもやっていただけないのであれば、僕は中間貯蔵はとめてもいいのではないのかなと思うのです。

一人がみんなのために、みんなが一人のためにという言葉がありますけれども、実際双葉町は、では県内の皆さんのために受けましょうという方向だったと思います。だけれども、それに対して国、県は、何ひとつ要望を受けていないように私は思います。借上げ住宅もそうです。今借りている人が借りたままの状況しか受けてもらえません。実際どんな事情があれ、新しくこれから借りる、仕事の面で借りたりなんかというのが出てきたとしても、それには対応していないのです。どんどん、どんどん条件を狭めていっている状況なのです。それはやっぱり改善していただかないと、避難生活って、ただただ本当に苦しむような避難生活になっているのです。そこら辺を本当にもっともっと力を入れてやってもらわなくてはならない。例えば福島県知事、どういう考えなのかなと。ほかの町村等には結構行っているらしいですが、自分が主催するものに対しての竣工式にも来ていない、双葉町には。それで、双葉町のことは考えますよ、何しますと、そんなのは全然格好だけではないですか。ちゃんと来ていただいて、我々の町民、隣町もそうですけれども、同じような状況の町民の話も聞いてやるのが、僕は県知事だと思います。そういう中で、ちゃんとした話せる状況である町長が、うちの町の状況、実際に本当は双葉の町長って、私一緒に行きますから、どういうところに困っているのですかというぐらいのことをやってもらわないと、今までのことを考えると中間貯蔵に関しては、県としてどういう立場なのかなというのもちよっと考えていただきたいなと。3,010億円いただきました、中間貯蔵影響緩和交付金。その3分の1だけではないですか、当町と隣の町であれしているのは。県全体というけれども、皆さんどんなにかかわり合いがあるのかなと。確かに道路は使えますけれども、国道なりなんなり使っているだけで、影響がある町村ほかにあるのかなと、市町村ですか。

そういうことも考えた、ちょっと県知事とも話ししていただきたいなと思いますけれども、今後、最低でも3カ月前にはあれをしていただきたいというのと、それはもう町長に僕からの要望なのですが、そういう意思表示、あと県知事に対して中間貯蔵もそろそろ考える時期になってきたのかなと思いますけれども、そこら辺どういうふうにお考えか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、いろいろな制度的なものに関しては、今先ほどの答弁で申し上げたとおりでありますし、まず県が前面に立って中間貯蔵施設の取り組みということの、そういうふうな話でありましたし、当然

県にも、しっかりとこの中間貯蔵施設に係るいろいろな諸問題にも取り組んでいただかなくてはならないと思っております。

そういった意味で、内堀知事にもしっかりと双葉、大熊の置かれている状況を見ていただいて、どこがマイナスなのか、どこがプラスなのか、またどういふふうな取り組みをしたらいいのか、そういうことをしっかりとお話をさせていただきたいと思っております。

一方で、内堀知事には何度か双葉町内視察をしていただいておりますが、今年もなるべく早い時期に、知事の双葉町内視察、双葉の今の復興状況を見ていただくことによって、今双葉が置かれている窮状を理解していただくというふうな取り組みも考えております。その時には、しっかりと知事に中間貯蔵施設のいろいろな問題であったり、いろいろな国の支援策の取り組みであったり、しっかりと前面に立ってお願いをしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、2番の補償賠償についてに入りたいと思っております。

今年7月に原賠審の視察が来たことにより、7月26日付福島民報の記事で、訪問先の各町村長との意見交換で、被災地の現状を踏まえて中間指針を見直してほしい、精神的損害賠償を増額すべきといった要望に対し、直ちに直視する必要はないとのコメントがありました。視察に来て、現地を見て、被災者の話も聞かずに、委員会も開かずに、このようなコメントが出ることはおかしいと思っております、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、補償賠償について。本年7月に、原子力損害賠償紛争審査会による現地視察が実施された際に、各町村長から出されたさまざまな要望に対し、原子力損害賠償紛争審査会から、直ちに指針を見直す必要がないというコメントがあったことについて、どのように考えているのかとおただしですが、このような発言については、まことに残念でしかありません。町としましては、中間指針は原子力損害賠償に係る共通の最低基準を示したものであると認識しており、被害者の実態が指針に反映されるためにも、中間指針の適時適正な見直しが必要であると考えております。

今回の原子力損害賠償紛争審査会委員による現地視察においては、佐々木議長とともに避難指示が出された自治体の中で、唯一町全域の避難指示が継続している町の現状や、長期にわたる避難生活を余儀なくされている町民の皆様の状況について原賠審の委員に訴えかけた上で、精神的損害を初めとする指針の適時適切な見直しや、ADR和解事例の指針への反映など、被害者の実態把握を実施し、被害実態に即した賠償を果たすように、町議会とともに連名で要望書を提出しております。

また、意見交換の際には、鎌田会長から、双葉町は唯一全町避難が継続しており、戻りたくても戻れない現状を理解した。今後は、各自治体の復興状況が異なっている状況についての現状把握に努め、損害賠償以外の支援策についても、あわせて審査会で審議していきたいといった回答があったところです。

今後、原賠審には長期にわたる避難生活を余儀なくされている町民の皆様の現状把握に努め、被害者に寄り添った審議を行うよう引き続き要望していくとともに、町民の皆様が生活再建を果たすことができるよう関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、具体的な生活再建支援策の充実について粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちょっと今の答弁の中で、補償賠償と別に考えていきたいみたいなことを鎌田会長が言ったということありましたけれども、あくまでも鎌田会長さんは原賠審の委員長です。その方がそんな発言をすること自体が、僕おかしいと思うのです。

実を言うと、これ雑誌の中でいろいろ書かれているものがあって、訪問先のさっきの意見書と精神的賠償の面、あと避難によるコミュニティーの破壊が長期化しているとありますけれども、原賠審の皆さんがやっていることって法律でも何でもないので。従う必要がないことなのです。だけれども、多くの方が避難をしているので、もともとの意義というのは前にも言いましたけれども、一律賠償でちゃんと後からしますよということで、これはつくられたものです。

それで、この鎌田会長がコメントしたこと、一番おかしいなというのは、直ちに見直す必要はない、今指針を正しく理解してもらうために対応していく。その指針って何ですか。僕たちは双葉の町民であり、福島県民であり、日本国民であります。それが、ちゃんとした法律にのっとった補償賠償がされていないというのは、非常に僕はおかしいと思うのです。その中でも中間指針というものを、やっぱり大変であれば、僕たちはそういうふうののっかってきました。それに指示してきたわけではないのですけれども、そういうものにのっとった方向性でやってきました。今、精神的補償はもう終わっているのです。一律10万円で終わっているのですよ、実際双葉町民は。それで、終わっているにもかかわらず、そういうものも全然話を聞かない方に委員長やってほしくないです。もうこれは、国とか何とかで話ができている中で委員会を開いていると、無駄な予算を使っているということになりませんか。

これ委員会っていろんな中間貯蔵の、僕行かせてもらっている安全のほうのありますけれども、それも大学の先生が委員長を務めて、それも全部出来レースですよね。その中でそういうふうに、この前ちゃんとした288号線の視察を行っていないでしょうと、事故の状況とかわからない人たちが、何でそれがわかるのですか。何で被害受けている人たちが、この原賠審だって、その人たちに話も聞かないで、何で自分たちでわかるのですかということになってくるのです。さっきの医療費もみんなそうですけれども、非常に避難生活というのは、普通の生活と違ってお金がかかる中で、こういうようなコメントをやる方が、鎌田会長ですね、これはすぐ辞任していただきたいと、町から要望していただきたいです。

これは、双葉町民の方々がどんな避難生活をしているかわからないでこんなコメントを出す方が、僕はどうしても委員長にはふさわしい方だと思いません。ちゃんと見ていただける方が委員長で、ち

ちゃんと現地視察してすぐに、さっきもあれですけども、本当に避難者の話も聞かない、委員会も聞かないで、直に見直す必要がないというのはどういう意味なのか僕には理解できませんけれども、町長はこれに対してはご理解しているのかな。やっぱりそういうふうに、どこかでちゃんと理解できないのであれば、示さなくてはならない部分が出てくると思うのです。当町に合ったような会長ではないと思うのです。それは、委員も各町村から何人かとか、ちゃんと避難者も入れるべきだと思うのですけれども、そこら辺の考えはどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、原賠審の鎌田会長が指針の見直しを当面する考えはないというふうなコメントが出たというふうな新聞報道があったのは承知しております。ただ、その時に議会代表で佐々木議長も同席しておりますが、我々が意見交換をした中で、鎌田会長の話、総体的な考え方として、しっかり皆さんの意見を聞いて持ち帰り、今後検討させていただきたいというふうな話でありました。そこは、私の聞き方がどうなのか、議長に後ほど聞いていただいても結構ですけども、決してコメントであったような感覚ではありませんでした。

ただ、第1回目に双葉町の町内視察に来たときには、非常に温度差を感じるような対応でありましたので、その時こちらから強く、現地を見ずにこの被災者の現状がわかるわけないでしょうと、もっともっと被災地に足を運んで、被災者といろいろな意見交換をする機会を数多く得るべきではないかというふうな申し入れをさせていただいております。そんな中で双葉町に関しては、毎年原賠審が現地視察に来られるときに継続してきているのは、実は双葉町ぐらいなのです。これは、申し入れをしているか、していないかという差があるだけではなくて、双葉町の実態に関しては、多少なりとも原賠審ではそういうふうな意識は持っているというふうに私は感じております。

さらに、鎌田会長含めた5人の原賠審の委員の先生方が来られております。その5人の先生方も意見交換をして、鎌田会長お一人の考えだけではなく、それぞれの委員の先生の考え方も伺っておりますので、私は総体的には、我々の意見をしっかりと聞いていただいているというふうに認識しております。残念ながら、新聞報道等では大分我々の感じたコメントと違う報道になっておりますけれども、私が受けた感じは、今議員がおっしゃったような状況とは違っているというふうに感じております。

補足させていただきます。被災者を原賠審の中の委員に入れるべきではないかということは、これは前町長時代からずっと継続的にやっております。残念ながら、何回申し入れをしても、こういうふうな状況には至っていないというのは残念でありますし、この原賠審の指針に、やっぱり被災者の本当の実態、実情が完全に反映されていないというのは、こういうことなのだろうなというふうに思っております。ですので、入っていないのですけれども、我々がしっかりと被災者の代弁者として原賠審には強く訴えていくと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、議長の原賠審に対する対応というのは、僕実際には認めているというよりも、頑張っていたという部分というよりも、それは認めてはいるのです。だけれども、町長、議長が一生懸命やっているにもかかわらず、国とかその委員会の対応が悪いということ、僕は思うのです、実際に言ったら。さっきも言ったように、幾ら言っても何も変えないではないですか。それで、今までと町長、変わらなくないですか、中間貯蔵を受けるときの話と、本当に苦渋の選択ですよ、受けるときは。その分交付金出すと、中間貯蔵影響緩和交付金、双葉町はもうお金もないから、財政も厳しいから、今後の見通しもできないから、その分のお金を出してくれる、何するという交渉があったではないですか。だけれども、その中でこちらでそういうふうに対応していたときに中間貯蔵の話がすれば、お願いしますよと、双葉町さんで受けてください、お願いしますと言っている割には、本当にもう自由度の高い、自由度の高い交付金を出しますからと。ふたをあけてみれば、自由度なんてもう全然自由ではない、目的基金しかいただいている。自由度の部分が全然ない。原賠審も実際そうなのです。委員として入れてもらわなかったら、どこの大学の先生だか、本当に偉い方々なのでしょうけれども、実際被害に遭っている人でないとわからないことっていっぱいあると思うのです。

さっき中間貯蔵も安全委員会の話もしました。大学の先生が委員長やって、偉い方々がやってますけれども、実際にあの方たちは被害者でも、中間貯蔵を受けたときの何でもないので。実際委員の中で、双葉町、大熊町でいろんなメンバーがいます。メンバーがいた中で、本当に288号線の事故とかそういう面で僕らすごく心配しているのは、高齢者の方々が行ったときの事故です。僕は、その中でも言っていますけれども、こういう状況をつくった環境省が自分も責任をとりなさいよと。それはとらない。何も責任をとらない方々が、被害も受けない方々が、人のことがわかるのかというのが僕あります。

それでなくとも、被災生活というのは人それぞれ違います。精神的に追い込まれている方、仕事上で、家庭の問題、いろいろあるのですけれども、その中で本当に要望していただいているのはわかるのですけれども、それをちゃんと実行していただかないと、避難生活ってわからない人がうまく話しても、わからないと思うのです。では、逆に言えば、鎌田会長が同じような状況にいてくださいと。仕事も、どこかに行って自分のうちにも帰れない、例えば本当に自分のうちに許可取って入らなくてはならないと法制化もしましたよね、あそこ。前はご協力から、法制化して入れないようにして、どこの世界に自分ちに帰るのに、内閣府の許可をもらって帰らなくてはならないなんていうところは、本当に特殊性がすごくあるではないですか。そういう状況に追い込まれた人たちを本当にわかるのかなと。ぜひ町として、議長と、僕まだ話していないのであれですけれども、議会としてもそういうものに対して、委員に何人か入れていただけるような、本当に現状をわかった人が話ししないとわからない部分のほうが余りにも多過ぎると思うので、町長、議長の努力は、僕もやっていますと

いうのはわかるのですけれども、これが目に見えてこないというのは、多分国のほうなのです。全然もう人ごとのように考えているので、そこら辺、町長、委員に何か入れられるように努力、あと議長、これは一般質問で執行部へのあれなのですけれども、何とか入れられるような要望、中間貯蔵のさつきも言いましたけれども、受けた理由の中にもそういうのは入っていると思うので、そこら辺どういふふうに今後していくのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

原賠償の委員に被災者代表を入れるべきだと、これは従前から我々も要望しておりますし、当然入って、少しでも最低の条件であるものをレベルアップできるような取り組みというのは必要だといふふうと考えておりますので、今後も強く働きかけはしていきたいと思っております。

ただ、もう一つ方法としては、これは私個人として思っているのですけれども、原賠償の委員の先生方が、鎌田会長一人で判断をしているわけではありません。今回も、鎌田会長含め5名の原賠償の委員の先生方来られました。その一人一人に、双葉町の現状をわかっていただく取り組みというの必要だろうと。その中で、我々話した中で、現地視察をぜひ個人的にしてみたいといふふうな委員の先生方がおられました。ぜひ来ていただきたいと。我々しっかりと案内をさせていただくといふことで、少しでも双葉の現状をわかって、この被災者の代弁をできるような委員の人たちが、いわゆる賛同者がふえるような取り組みというの必要だろうといふことで、今各委員の先生方にもそういう取り組みをしているところであります。

そういったことで、現状をわからない人が判断するというのは、まさにおっしゃるとおりだと思います。残念ながら、被災者代表がずっと入っておりませんので、少しでも被災地の現状がわかる委員になってもらうという取り組みもあわせて必要だろうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の双葉町の復興についてに入りたいと思ひます。

双葉町の復興事業は進んでいるように思ひますが、原子力発電所の廃炉作業等の事故、トラブルなどがないか、また中間貯蔵施設についても正確な工程表も示されていない中で、30年で汚染土壌の搬出が終わるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町の復興について。まず、原子力発電所の廃炉作業等での事故、トラブルなどがないのかとのおたただしですが、政府が策定した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づき、廃炉に向けた取り組みが進められているところでありますが、廃炉作業について安全かつ着実に行うよう、これまでも再三にわたり求めてきたにもかかわらず、初歩的なミスによる事故やトラブルが連続して起きている状況であります。

次に、環境省から除去土壌等の県外最終処分に係る工程表が示されていない中で、除去土壌等の30年以内の県外への搬出、最終処分が確実に行われるのかのおたただしですが、除去土壌等の県外最終処分につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において、国が中間貯蔵開始後30年以内に実施することが定められております。また、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書には、環境省は法律に基づき中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが定められております。さらに、町では30年以内の県外最終処分を担保する上で、町有地の取り扱いには地上権設定を原則としており、事実、昨年7月には双葉2期1工区土壌貯蔵施設用地約6.4ヘクタールについて、地上権設定契約としております。

一方で、議員のおただしのおり、現時点において環境省からは、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に係る具体的な工程表は示されていないことは事実です。環境省では、これまで中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分完了につなげるため、2016年に策定した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に沿って、減容処理技術の開発、再生利用の推進等の取り組みを実施してきているところであり、今後は当該戦略目標年度である2024年度に向け、減容技術の絞り込み、最終処分の対象となる土壌の形状等について精緻化を進め、最終処分の方式、最終処分場の構造や必要面積等に係る選択肢の検討などを実施し、県外最終処分の実現につなげていきたいとしております。

町としましては、今後とも除去土壌等の県外排出及び最終処分が確実に履行されるよう環境省の取り組みを注視するとともに、法律及び協定書の遵守についてしっかりと国に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この一般質問を出してからちょっと見た資料もあるのですが、中間貯蔵に関して行き先も決まっていない、新しい技術を入れるって夢のような話をしながら中間貯蔵を始めたわけでは、そのめどが立っているのかといたら、多分立っていないのですよね。県外に出しますよという割には、公共事業で使うと言ってみたり、それってもう二転三転しているのと変わらないと思うのです。協定書あるのわかるのですけれども、法律で定めていると言っていますけれども、実際にその法律はつくる側ではないですか、国は。今までの傾向を見ると全然信用できないのです。信用できない中で、ではどうすればいいのかというのが疑問なのです。僕も含めて、30年後にこうやって議員でいたり、責任をとれる立場でいれるのかなと。皆さん本当に県知事にしても何にしても、将来の若者たちに責任を押しつけているようにしか僕には見えません。特に県知事。

先日、東京電力小早川社長が福島県庁に来て、要は10基の原子力発電所を全部廃炉にします。それで、その中に1廃炉に40年以上かかる見通しであること、2、同原発の使用済み核燃料を保管する貯蔵施設を敷地内に新設したい考えを明かし、内堀知事は使用済みの核燃料は県外搬出することが大前提と言いつつも、やむを得ないと受け入れる考えを示したというようなコメントというのか、こう書かれている雑誌があります。

その中で、これ中間貯蔵も廃炉も、僕は同じようなことだと思ってしまうのですが、1回つくって入



れてしまえば、それはもう次行く場所がなければ、ずっとそこに置くようになるわけではないですか。ましてや東京電力さんの廃炉もそうではないですか、事故、トラブル、事故、トラブル、工程表ありますかと。中間貯蔵もそうですけれども、東京電力さんの廃炉作業も、ちゃんとした工程表がないのです。遅れている、何すると。三、四十年で廃炉にしますという中で、この新しい小早川社長のコメントの中に、廃炉に40年以上かかる見通しであること、もう言葉変わってきているのです。ということは、これ何を信用して双葉町の復興に取り組みばいいのかちょっと不安になってきているのですけれども、町長、廃炉も終わっていない、中間貯蔵もそのままだといったところに、僕は当町町民を帰る方向にできるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいのです。東京電力の対応、国の対応、これはもう最低だと思うのですけれども、そこら辺お考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、中間貯蔵と福島第一原子力発電所の廃炉、大きく2点だと思います。まず、廃炉に関しましては、このスケジュール、何年でいわゆる燃料デブリを取り出して、廃炉に向けて取り組みをすることができるかという工程表は、確かに示されておりません。ただ、私自身が当時の原子力規制委員会の委員長であった、今当町の放射線量等検証委員会の委員長やっております田中俊一先生に直接伺った中では、まず一番は放射線の大气中に放出された状況というのは怖いわけです。それをとめることができるか、さらには再臨界があるのかどうかと、その2つに関しましては、直接伺った中では、まず今回の原子力発電所の事故があったことによって、絶対ない、ゼロということは言えないと。ただし、限りなくゼロに近いぐらいに再臨界もないだろう。さらには、今回そういったことの事象から来る放射線の大气中の放出というのは、考えられないというふうなお答えをいただきました。

そういったことから、その部分が何年かかろうとも、しっかりと安全で安心に廃炉を実現してもらえればいだろうというふうに、私個人としてですよ、当然約束は30年、40年とっておりますから、それでやっていただくのはベストですけれども、しかし安全にその工程が行われない中でやるのは、これは絶対我々容認できるものではないというふうに思っております。そういったことで、原子力発電所に関しては、私は町民の皆さんが戻れるような環境整備ができるだろうというふうな考えを持ちました。

さらに、中間貯蔵施設につきましては、30年中間貯蔵施設ということで、国は法制化をして約束しております。ただし、いろいろな最終処分が決まっていないというのは、これはどこも使用済み核燃料についてもそうですし、今回の中間貯蔵についても、将来設けるといふような話をしておりますけれども、決まっていないと。では、我々地方自治体として、国との約束だけではなくて、法律は簡単に言えば改正することが可能ですから、そういったことを100%信用するわけにはいかないというふうに思っております。そういったことで、原則町有地に関しては地上権設定というのは、そのための最後の手段だというふうに考えております。我々が地上権を持っている限りは、30年後には絶対そこ

に置かすことができない、置かせないよというふうな決意表明を当時、その30年後の人たちがそういう状況で決まっていないうちで、しっかりとした最後の必殺わざと言ったらおかしいですけども、確たる権利だと思っております。

そういったことで、30年後の双葉町を担っている人たちには、そういうふうなしっかりとした担保が残っているというふうには私は考えておりますので、その部分はご承知いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、それは将来の双葉町民の今の若い人たちに、要はそういう責任とか、そういうものを僕は残したくないなと考えているので、今この話をしています。

ちょっとそのうちの中の委員長をやっていた方が大丈夫だと言いますが、片や本当に大丈夫だという人と、大丈夫ではないよという人もいます。デブリの塊が、それあなたたちがいじったことによって割れたら、熱あつたらどうするのだと。それで水素爆発の可能性ゼロなのかといったときに、さっき言った町長の答弁は本当にわかるのですけれども、それって安全神話の中だったのかなと。

11日の夜ですよ、当町の役場議会事務局に、うちの町の給食センターを視察に来て、議会事務局に避難されている方がいました、夜。その時にその方々が、ちょっと話ということなのですけれども、原発は大丈夫なのと、あけた瞬間に僕らは言われました。その時に、いや、大丈夫ですよと、こんな安全なのないですよと僕たち言ってしまったのです。今までもなかったし、これくらいなら大丈夫ですよと言ったら、その数時間後にはもう一転です。それで、安全保安院の方々とも今までの協議の中では、絶対こんな事故なんかないよと、ありえっこないよというようにずっと来た中で、その安全だという根拠を示していただかないと、これ当町町民にこの担保がないというふうには私は思います。

復興に関しては、本当にどこまで収束するのかということと、あと中間貯蔵の本当に出すのか。中間貯蔵に関してもそうですけれども、収束作業にしてもそうですけれども、出したものを、例えばこれ個人で言ったら、俺うち建てたいのだと銀行に行って、うち建てるからお金貸してくださいと、土地はと、まだ決まっていないうちで言ったらお金貸してもらえませんよね、それと多分同じなのです。国は、そんな初歩的なこともできない。東京電力は、そんな初歩的なこともできないままに、僕はだまされているように思うので、そこら辺は今後ちゃんとした、次の質問にもかかわるので、措置、やっぱり判断をしていただきたいなと思っております。それに対して一言いただいて。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） この廃炉、中間貯蔵、両方対しまして、担当の省庁は違いますけれども、安全に安心にしっかりとやっていただくということは常に申し入れしておりますし、当然そういったことが行われない場合には、町としてもしっかりと対処していくと、そういうふうな考えでおります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 4番の将来の財源について。復興再生期間が令和2年度までとなっているこ

とを踏まえ、双葉町の将来の財源はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、将来の財源について。復興創生期間が令和2年度までとなっていることを踏まえ、双葉町の将来の財源はどのように考えているのかとのおたただしですが、町の自主財源のかなめである町税については、被災者の各種税負担の軽減を図るため、町条例に基づき減免しているところであり、その減収分に対しては、震災復興特別交付税により措置されているところです。

近隣自治体が徐々に避難指示を解除していること、減免の段階的な終了や、震災前同様に課税を再開した自治体が増加していることを踏まえ、条例による減免分に対する国の交付税措置が継続されるか懸念される場所であり、また今後の国の各種交付金等の方向性についても具体的に示されておりません。

このように、復興創生期間終了後における町の復旧、復興事業に係る財源が確実に見通せない中であって、町としては避難指示区域の中で唯一全町避難指示となっている自治体である当町の特殊性及び将来的な財源措置の継続について、関係機関への要望活動や現地視察などを通じて、粘り強く訴えてまいりたいと考えております。さらに、今後の国における財源のあり方の検討状況や動向を注視しつつ、町みずからも自主財源の確保につながるような魅力ある復興まちづくりを進めるとともに、既設の特定目的基金等の有効な活用策等も検討しながら、安定的な財政運営を図りたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。例えば同僚議員が前から言っているように、トンパックに税金をかける。僕が議員なる前に先輩方がやっていた、廃棄物のドラム缶等に1回税金をかけようとして、できなかったという事例もありますが、当町の特殊性を考えると、そういうものに対しても、やっぱり取り組まなくてはならない時期に来ているのかなと思います。

それで、この前の監査の意見書の中にも、将来の財源を確保というようなことがあるので、避難住民からなかなか税金を取るとするのは非常に大変だと思いますので、そういう新しいことに、だめだから諦めるのではなくて、今後取り組んでいくべきだと私は思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

中間貯蔵のフレコン、いわゆるトンパックと言いますが、それ一つ一つにいわゆる保管料的なものということで、これは後ほど議員の質問にありますので、その時も答えさせていただきますけれども、まず基本的に、それにかかることの制度的な運用というのは非常に難しいと。なぜならばということは、簡単に言いますと、個人の土地の売買をちょっとイメージしていただきたいと思いますが、例えば私がある方から土地を取得しましたと。取得した私は、自分の持ち物になっている

わけです。そうしたら、私は自由にその土地を使えるわけですよ、ルールはありますけれども。そうしたときに、その土地を売った元の地主さんが、いや、伊澤違うぞと、おまえのところの土地に置くの保管料払えよという話に、これになってしまうのではないかと。そうなった場合に、一般常識的に非常に厳しい中身だろうと。そこは、なかなかハードル乗り越えられないと。何度もというか、何度かそういうご質問をいただいているので、町としても検討もしましたし、国とのそういうふうな話し合いも実はしております。そんな中で、制度的なものであったり法律的なものであったり、なかなかそこは厳しい状況だというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長の言っていることは本当に理解しているのですけれども、一般常識では考えられないような事故が実際当町で起きているわけです。その中で、わかります。本当に言うことはわかるのです。僕たちは、双葉の町民のために働くべき人間です。だから、双葉の町民が助かるのであれば、私はそこにハードルを乗り越えて、税金をかけるべきだと思います。これが安定的な財源だと私は思います。

あと、ドラム缶のほう、前にチャレンジしてだめだったことはあります。だけれども、そのだめなことをいいようにしないと、結局は事故を起こした東京電力は責任をとらない、国もかかっているのに責任をとらない、実際に当町町民、双葉町がこの事故に関する責任をとるような形だけは、僕はどうなのかなと。それであれば、その安定的財源、本当にハードルは厳しいと思います。一般常識と言われれば、確かにそうかもしれません。だけれども、電源立法交付金でしたっけ……

（「立地」と言う人あり）

○5番（菅野博紀君） 立地地域対策交付金、これは今まで双葉町とか浜通りで戻ってきたのは100%のうちに、僕が議員になる前までは17.何%。ほとんどハイリスクハイリターンではなくて、ハイリスクローリターンだったのです、この事故が起きてしまえば。僕が平成19年に議員になった当方で、その翌年ぐらいにやっと23%、30%未満の確率になったのがあれです。今まで福島県内の市町村は、みんなその恩恵は受けていたわけです。だけれども、この事故になったときに対応はどうだったとなれば、市町村に応分の負担はいただくのは、僕は当たり前なのかなと思います。

一般常識では考えられないかもしれないですけども、一般常識で起こり得ない事故が起きたことと、あと前にだめだった廃棄物のドラム缶ありますよね。置いてますよね。これからも置きます。もっとふえます。そのドラム缶1個に、例えば本当に年間1万円の税金をかけることによって、安定的な財源が僕はできるのではないのかなと。それは、東京電力さんは、この事故の責任をちゃんととっていないというものがあるので、それに関してそのぐらいのことはやるのは、一般常識では当たり前のことだと思うのです。ちゃんとした賠償も補償もしていない、その中で避難生活も終わっていない中で、どんどん、どんどんそういうものを、当町町民を苦しめている会社です。やっぱりやらないのであれば、税金というちゃんとしたものでいただくようにしないと、事故を起こした原因者の責任も、

僕はこれ関係あると思うのですけれども、そこら辺、時間もないので、今後協議していかなくてはならないことだと思うのですけれども、これに対して前向きに取り組んでいただけるのかどうなのかをちょっとお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、先ほど来お答えさせていただいているのは、前に答弁したとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、財源確保に関しては、これ将来的に双葉町の復興というふうな大きな目標がある中で、これは継続的に充当できなければ大変なことになってしまいますので、その取り組みについては、それだけではなくて、幅広くどういうふうな財源確保ができるかということも、大きく視野に入れながら取り組んでいきたいと思っております。

○5番（菅野博紀君） 一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。  
3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。通告番号2番、議席番号3番。ただいま議長よりの許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、1番、生活サポート補助金の一括交付について。本制度は、町民にとってありがたい制度であるが、高齢者は行き先が不安である。以前にも質問しましたが、一括交付の方法をいろいろな角度から検討され、残金を一括交付すべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、生活サポート補助金の一括交付について。生活サポート補助金をさまざまな角度から検討し、一括交付すべきとおただしですが、平成30年第4回定例会でもお答えいたしましたとおり、生活サポート補助金は、生活に係る経費などの実際に支出した一定の対象経費について支援するものであります。支出実績に応じての補助金でありますから、あらかじめ受け取ることが約束された補助金ではありません。そのことから、生活サポート補助金の制度では一括交付はできないことになっています。

このことから、他町においては交付金制度を新設し、一括交付をした経緯があります。これは、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金の取り崩しをすることなく、一般財源で対応するものでした。一般財源からの大きな支出は、将来の町民の皆様の負担となる恐れがあることから、一括での交付は行わず、今後も生活サポート補助金を活用し、町民の皆さんの生活再建の下支えとして支援していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 6月の定例会で同僚議員さんが、環境省からの一括支払いを拒否されたと話されました、町長は。中間貯蔵施設、これ議事録に載っていたので、お話をしました。環境省とさえば中間貯蔵施設なのですよね。土地の件についてはいろいろお互いお話をしながら進めてきて、売買されたり貸したりされているのに、随分冷たい回答だなと私は思いました。それで、拒否されたというのであれば、大熊町も、隣町も双葉町も、避難は双葉町100%の中で、ではどうしたら皆さんに一括で、やっぱり町民のニーズですから、これは。町民のニーズにお応えするためには、どうしたらいいのだろうと思いました。

そこで、1番、東電に出す町の財物賠償の仮払いとか、2番、町のやりくり、これ今一般財源で出すのは大変だよと町長は言いましたが、やりくりしながら何とか出せないのかなと。3番目、民間の金融機関より一時借り入れをする。例えば7,000人に対して10万円の7年間、49億円で、ちょっと元利均等で利息1.5%で計算してみました。7年間で2億6,000万円の利息が出ます。これ町の議員さん7年間の経費3億5,000万円かかります。1年で約5,000万円と聞いていますので、約7年間であると3億5,000万円、差し引き9,000万円は双葉町に残ります。そして、町民のニーズに応えるのもさることながら、町の職員さんの不足が今叫ばれるいる中で、やはりこういう一括支払いすることによって、この1.5%の利息もさらにもっと安くなるかもしれないというのは、中間貯蔵影響緩和交付金を積んでいる銀行さんとか、何か話すればもっと安くなる。それに、町職員さんの不足が叫ばれている中で、やっぱりそういう魅力というのはあるのではないかなと。やり方によっては、先ほども言いましたが、まだ金利も安くなる。そういうことも考えたときに、それ町民のニーズ、町民のニーズを私はいつも考えているのですけれども、皆さん一番町民に近い立場にある議員さんなので、やはりそのことを一番先に考えたら、そういうことも町として、大変かもしれない、リスクもある、多少の犠牲もあるかもしれない。だけれども、皆さんがもう避難して8年間苦勞してきたのだから、せめてそのくらいのことやっけてあげることが、やはり行政としての務めではないかなと思いますので、町長の判断をもう一度伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、生活サポート補助金一括交付というおただしです。これは、はっきり言いますけれども、大熊町と双葉町がこの交付金制度を利用してやっていた中間貯蔵等影響緩和交付金から支出をしていたと、これ交付金から充当させていただいておりました。

今議員がご指摘されたものは、まず事務経費の話だと思うのです。単年度で、今の概算で大体5,000万円ずつかかると、残り7年だから3億5,000万円と。一方、例えば銀行から借りた場合は、金利が2億何千万円で、その差額9,000万円助かるでしょうという意味合いだと思うのです。ですけれども、ここで勘違いしてもらっては困るのですけれども、この3億5,000万円、事務経費、これも双葉町そ

のもので払っている財源ではありませんので、双葉町そのものが、簡単に言うと懐が痛むお金ではありませんので、これは問題はあると思っております。

一方、今議員がおっしゃられた銀行の利息というのは、これはまさに一般財源から出さなくてはならないもので、町そのものが一般財源を何とか確保しなさいというふうな、各議員のご指摘が強く毎回私は言われているように受け取っておりますので、一般財源を取り崩すことのないような取り組みで、この制度を運用していくべきだろうと。そのところは、一般財源の対応と、またさらには隣の町との違いは、交付団体と不交付団体、双葉町は交付団体になっております。隣の町は不交付団体であります。財政的な状況も、大熊、双葉に関しては、かなりの差があるというふうな、まだ私自身実感として持っておりますし、隣の町でできたからこちらでできるかという、財政的な基盤が当町はまだそこまでいっている状況にはないだろうというふうな考えておりますので、その部分に関しては残念ながら、現状で継続させていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 町長、何も3番だけがあれではないですよ、私の案としてです。だったら、東電に出せる、東電の賠償あるではないですか、2億何千万円前出しましたよね、二百八十何億円だか出しましたよね、290億円ぐらい賠償。あれ仮払いに東電からいただければいいではないですか。そんなに、避難してきて皆さん大変なのです。その町民のニーズに応えるのも行政でしょうと今言っているのです。やっぱりそのお金というか、町を圧迫するよだけの問題ではないのです。どこから出せばいいではないですか、こういうふうにあるのですもの。だったら1番でどうですか、東電に出した、この賠償金どうなっているのですか、幾らかいただきましたか。やっぱりこれきちんといただいて、こういうわけなのだから、あなたたちのために避難しているのですから、ぜひ仮払いしてくださいよ。言えないですか。私だったら言います。

ある方に聞きました。あなたが町長だったらこの件はどうしますかと、双葉町、大熊町2つあるのだからと言ったら、いや、俺は出しますと。その方はちょっと言えませんが、それだって結構上の方です。やっぱり町民のニーズです。皆さんどれほどこれから先、何年避難するのですか。30年だか20年だかわからない、今損害賠償だってわからない。言っているやさきに49億円、何もそんなことで何言っていることないのです。東電さんに頼んでください、だったら1番で。お願いします。もう一度お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

答弁につきましては、先ほど私が申し上げたとおりでありますし、今後そういったものに関して東京電力の賠償請求はしております。その部分は、今後しっかりと取り組んで、そごがある部分に関しては埋めていかななくてはならないと思っておりますし、残念ながら生活サポート補助金の一括交付につきましては、前に答弁しているとおりでありますので、そういったことが、そのある方が町長だ

つたらば出すよという話でありますけれどもも、残念ながら私はその方ではありませんので、私は私として町の将来の財政を考えたときに、これはまた厳しい状況にならないようにしていくのも、今私が置かれている立場として、そういうふうな状況でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、残念だということで、2番に移りたいと思います。

できないということで、2番に移りたいと思います。町の間貯蔵施設に汚染土が搬入されているが、除染土の受け入れ先は未定である。除染土の搬出がされるまでの間、保管料を徴収して町の財源確保を図るべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、財源確保について。中間貯蔵施設の除染土が搬出されるまでの間、保管料を徴収して町の財源確保を図るべきとのおたただしですが、中間貯蔵施設等の整備に伴う影響を緩和するための生活再建、地域振興等を図ることを趣旨とした除去土壌等を30年間保管することに対して、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金が交付されております。

平成30年第1回定例会での羽山議員からの一般質問に答弁申し上げましたとおり、この交付金には将来的に搬入される全体量が既に交付額に織り込まれているものであり、搬入と保管は一体不可分な一連の行為であることから、保管数量に基づき算定した額が追加的に交付されるものではありません。

なお、財源確保については、将来の町の復興や、地域づくりを進める上でも重要な課題と認識しており、今後も引き続き国、県等に対して、町の復興、地域振興等の事業を実施するための長期的な財源確保を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 中間貯蔵影響緩和交付金が、汚染土の受け入れ、今町長は搬入して保管するまでが389億円だよと言いましたけれども、ではいつ搬入されるのかわからない、法制化されているといえども、先ほど法制化なんていつでも、法律、今度安倍さんも変えると言っているとおり変わったら、何にもならないことになりますよね。それで、ではその間やっぱり減容化施設とか、いろんな施設をつくっているわけです、今。各置き場、除染土の置き場、そういうのを双葉町も少しいただいているのですけれども、66万6,000円とかって国有資産等所在市町村交付金というのがあるのです。国の償却資産でありますよね、それを受けられないのかなと。それで、償却の評価額を少しというか、すごく高くしていただいて、1.4%ですよ、これいただいているのが。そんな1.4%ではどこにも追いつかないので、やはりその辺は町長交渉していただいて、もう少しいただけるような、平米数でこれ計算されているのですよね。4,757万円という評価額が出ていますけれども、掛ける1.04で66万6,000円という、この地方税の中に含まれているのですけれども、こういうのから引き出すことはしてほしいなと、これ努力だと思うのです。その辺のことをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。



○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設の国有化に伴う自治体の減収補てん措置の制度化ということで、今町としては、まだ成果は上がっておりませんが、取り組んでおります。このような状況等を踏まえて、空港、国有林、発電所等の大規模な国有資産等が存する地方公共団体に対し、固定資産税に準ずるものとして補てん措置を行う国有資産等所在市町村交付金の対象に、中間貯蔵施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第2条第4項に規定する中間貯蔵を行うための施設）を追加する等、固定資産税の減収について特段のご配慮をいただきますようということで、今議員からご指摘あったような措置、制度の運用については、国と今交渉させていただいております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） これから2地域、3地域、郡山、いわき、双葉、福島とか、いろいろ地域にわたって行政がなされるに当たって、やっぱり余分なお金もこれからすごい必要になってくると思うのです。こういった自由度の高いというのですか、自由度高いとか何だかちょっとあれなのですけれども、やはり高い交付など財源を確保していかないと、全部ひもつき、ひもつきでは話にならないと思いますので、こういうところからぜひ国の中の要望に入れていただいて、パーセンテージをどちらかを高くいただくということを、原子力発電所の放射能というのは特殊で、30年も40年も50年も60年、もしかしたら100年になるかもしれないものでありますから、やはりいただいて、我々町民を助けていただく町行政をしっかりと支えていただきたいなと思っておりますので、その辺の要望、よろしく願いいたしておきたいと思っております。

それでは、3番に移りたいと思います。3番、特定復興再生拠点区域外の区域の対応について。帰還困難区域における特定復興再生拠点区域については除染を行い、5年をめどに帰還再生を目指すと言われていたが、それ以外の区域については工程表すら示されず、避難の長期化は避けられない状況にある。町民は、今後の見通しが立てられない中、希望も失い精神的苦痛が増長している状態にあるが、このことについて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、特定復興再生拠点区域外の区域の対応について。特定復興再生拠点区域以外の区域の対応についてのおただしですが、まず町民の皆様におかれましては、長期にわたる避難生活を伴いこうむっている苦痛は、はかり知れない状況となっているものと認識しております。

その上で、現在避難指示解除を見通せている範囲は、町域の約15%程度にとどまり、残る面積は解除目標を掲げられている状況にありません。町としましては、双葉町復興まちづくり計画（第二次）においても示しておりますとおり、双葉町全域の帰還が可能となるまで町の復興が完全に果たされたものとは言えず、全域の復興に取り組んでいく所存です。

そのため、当町では特定復興再生拠点区域の段階的拡大と帰還困難区域の全域の解除について、かねてより関係機関へ強く要望してきているほか、本年度からは帰還困難区域を抱える6つの町村共同

で、全域の解除に向けた具体的な方針を示すよう強く要求しております。その結果、8月5日に与党において取りまとめられた東日本大震災復興加速化のための第8次提言においても、帰還困難区域について土地活用の意向や被災自治体の要望等を踏まえ、今後の政策の方向性について検討を進める旨、政府に対して提言されており、一定の前進であると理解しております。

また、令和4年春ごろにおいて、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指す際、双葉駅西側地区に新たな生活拠点を整備することとしております。元来特定復興再生拠点区域内にお住まいだった町民の方のみならず、避難指示解除の見通しの立っていない区域にお住まいだった方も含め、双葉町への帰還を希望される町民の皆様がお住まいになれる公営住宅を整備することとしております。早期に帰還が可能となる環境を整備できるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私たち双葉町に、いつになったら自分の土地に作物や稲作をつくることができるのかと、やっぱり遠く離れて思うことは、いつも双葉の田畑にありますよね、農家の方は。そんな中で国は、国の拠点以外の除染に対する工程表、何度も言っていますが、前の議員さんも言いましたけれども、まだ出ていない。トリチウム水、デブリのこと、東電のことはいろいろ話して今まで協力してきた私たちは、一体何だったのかなと思うのです。

やっぱり一番犠牲になっているのは私たちではないですか、避難して。そこをもう少し考えて、田畑だってそうですよ、もうつくりたいと思ってもつukれないのでしょうか。だから、さっきの話に戻りますけれども、150坪の土地を買いました。確かに賠償はいただきました。済みました。でも、今までやっていた生活ができないのは、いつになったらできるのですかと。やっぱり避難して、長期化して8年も過ぎたのだから、国だってきちんとした、双葉町に対してどこまで除染しますよと。例えばこの拠点外、今もう町が復興拠点再生拠点の中野地区の拠点だけを集中しているようですが、やはりそれ以外のことももう少し深く考えてほしいのです。だって、戻れ戻れと、戻りたいと思う気があるなら、やはり前農業をやって田畑を耕していたところの除染というのも、もうそろそろ工程表も出してもおかしくないのではない、8年半も過ぎて9年、もうすぐ10年です。あと20年しかない、30年にしたって。そんな中で、やはりきちんとした目標がなかったら、避難していてみんないららばかりするのです。この前山に行きましたけれども、お薬の量は1錠から2錠になってんだよ君ちゃんと言われましたけれども、本当にそういうことがどういうふうにしたら解決するかと、解決できるかといったら、やっぱり除染してきれいにした土地に返すこと、もとどおりにするとかなと思っているのです。

それを考えて、町に、国に陳情やらきちんとしていただかないと、私たちは国策で避難してきたわけですから、やっぱり国策で全町の除染ぐらい早くやってほしいですよ、双葉町、大熊町は。いつになっても決まらないで、いや、まだ復興拠点終わってから、中野拠点終わったら。同時ですよ、だってそこに住んでいる人から見たら同時ではないですか、平等ではないですか。それもできないという

こと自体私は、だったら何のために今まで東京電力さんのいろいろなあれを受けながら、支援ではないですよ、いろいろありました。そういうのも受けながらやってきたのですかということなのです。そういうことを考えたときに、町全体の除染、それをしてもらわないと、やはり例えば細谷地区は別にしろ、山田の奥にしろどこにしろ避難している、みんな同じなのです。それなのに、どうしてそこだけがそういうふうにして、確かにそこに拠点を置きます。双葉町置きますよと言ったって、自分の土地でもないところをされても、私ははっきり言って皆さんの不安は払拭できない。だから、その辺のことも国に陳情してほしいし、視察に来る方、やはり視察にいろんな方が来ていると思うのです。そういう方にも、ぜひその辺のことを見に行ってください。やはりこの事務所だけでは、机の上だけです。現場に行きちゃんと見て、いや、こんな状態になっているのだ、これをどういうふうにして帰すかということ、きちんとやはり工程表をつくってもらわないといけないと思います。だから、その辺のことをよろしく願いしておいて、もう一度町長のその辺のこの考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

もとより特定復興再生拠点区域以外の、いわゆる帰還困難区域の除染というのは、早急にその後になって取り組んでいかななくてはならないというのは、これは国にも話をしております。さらには、先ほどご指摘ありましたように、視察という点では、自由民主党であったり、いろいろな与党の中に行ったときに、大分我々の考えと温度差がある発言をされる国会議員の先生がおられます。そういった先生に関しましては、私じかに現場をわかっていないのではないですかと、まず双葉町の視察に来てくださいと。双葉町の現状が、他の被災自治体と全然状況が違うということを知ってもらい取り組みとして、現地視察ということは、これは数多くやらせていただいております。これは、他町に比べて双葉は、恐らく突出して多いというふうに自信を持っております。だからどうかということではないのですけれども、そういうふうにして現状をわかってもらわないことには、双葉町の復興というのは達成できないと思いますし、今議員がおっしゃったように全体的な復興を進める上で、もっともっと広げていきたいというのは、思いは一緒でございます。

ただ、特定復興再生拠点の制度ができたというのは、平成29年の福島特措法の一部改正からですので、遅いというふうなご指摘でありましたけれども、法の改正ができて初めてできるというふうな状況にもなってございますから、その辺は遅いというふうな非難は我々もしっかりと受けとめて、もっともっと早くできるような取り組みはしていく考えでありますけれども、何分これは我々だけが言うてできることではありませんので、国であったり県であったり、いろいろな関係省庁と協議をしながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

議員のおっしゃった意味は十分理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 最後に、やはりこれは長年、長くかかるということなのではないでしょうか。もう8年半過ぎていて、やはりまだまだ全町の除染というのは、そして汚染土もまた出てきます。除染されますよとなるのですけれども、これ堂々めぐりになってしまうのだけれども、やはりこれはもう少し工程表というのを、国だって視察に来て、どんな感じだったでしょうかと聞くだけでもさることながら、やはり除染土、除染というのをいつになったらやってもらって、皆さんが帰れるようになるのかなということまできちんと聞いてほしいなと思っていますので、その辺のこと答えは要りませんので、再度の陳情とか、やはり何か進展があったらまたこの次の一般質問でしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時29分

---

再開 午前10時45分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎発言の訂正

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの羽山君子議員の3番目の特定復興再生拠点区域外の区域の対応についての答弁につきまして「与党」という発言がありましたが、これを「自民党公明党の東日本復興加速化本部」と訂正していただきたいと思います。なお、再質問においても同様の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長より訂正の申し出がありましたので、一応これを許可します。異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

---

○議長（佐々木清一君） 通告順位3番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。  
7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） 皆さん、こんにちは。議席7番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って大きく3点について一般質問させていただきます。

それでは、まず1点目です。1番、特定復興再生拠点区域の整備についてお伺いします。当町では、

来年春にJR双葉駅東側と避難指示解除準備区域を結ぶ町道の一部などを先行解除し、特定復興再生拠点区域全域の立ち入り規制緩和をする方針を示しました。

そこで、特定復興再生拠点区域計画を見直しし、さらなる拠点区域の拡大を図る考えがあるのかどうか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域整備について。特定復興再生拠点区域のさらなる拡大についてのおただしですが、双葉町では、今年度末に中野地区復興産業拠点などから成る避難指示解除準備区域及び双葉駅東側等について、避難指示を解除する方針を示しているほか、令和4年春ごろに、現在の特定復興再生拠点区域全域の避難指示を解除すること及び居住を開始することを目指しております。しかし、平成29年8月に定めた特定復興再生拠点区域は約555ヘクタールの面積にとどまり、町の面積全域には遠く及ばない状況です。

町としましては、双葉町復興まちづくり計画（第二次）においても示しておりますとおり、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の復興が完全に果たされたものとは言えず、全域の復興に向けて取り組まなければならないと考えております。その実現のためには、まず先行段階として双葉駅を中心とする約555ヘクタールについて、新たな生活拠点の整備や農地における除染の実施等、土地の利活用で全力で取り組んでいくとともに、拠点区域外においても有効な土地利用方策を検討、具体化することにより、特定復興再生拠点区域のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 特定復興再生拠点区域の整備について、先ほど登壇しました羽山君子議員の3番の質問に関連するようになってしまいましたけれども、簡潔に再質問させていただきますけれども、ただいま町長から答弁がありましたように、555ヘクタールの計画でありますけれども、この計画の中には、大字で線引きされているところがあります。やむを得ないような、そういう計画になってしまったのかなというふうに思うのですが、決して町長もこの555ヘクタールで満足しているような計画ではないというふうに思っているわけですが、例えば三字地区でいうと、目迫地区も拠点から外れているところが13世帯ほど外れているわけです。そのほかの行政区、大字でも同様の地域があるわけですが、2022年に特定復興再生拠点の解除を目指すわけですが、そうなればまた分断というか、そういったものが生じるようになり、またこの地域の方には厳しい対応になってしまうのかなと。特に来年の春には、立ち入り規制緩和をすることによって、拠点区域の外側には新たなバリケードも何か設置するというような予定になっているようなので、そういうところをやはりその地域の皆さんに、どのような対応をこれからしていくのかどうかということもちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それと、放射線量の検証委員会の中間報告されましたけれども、拠点区域内と拠点区域外との際と  
いうのですか、境目の放射線の調査の検証なんかはきちんとされて、これからも検証はしていくので  
しょうけれども、しているものなのかどうか、ちょっと伺いたいというふうに思います。

自然減衰で、線量も大分その際のほうも下がっているように見受けられるので、実際私も目迫地区、  
ずっと奥まったところまで線量をはかってきたのですけれども、確かに奥に行けば奥に行くほど線量  
は上がっていくのですけれども、十分除染をして下がるような値なのかなというふうに思っておりま  
すので、その辺のところをいかが考えているのかなのですけれども、特定復興再生拠点区域、6町村  
に計画されているのですけれども、6町村で4月の11日に、国のほうに要望しに行っているわけです。  
拠点区域内と区域外とで格差が生じているという、町村長からもそういう訴えがあったということで、  
この格差是正を要望しておりますので、双葉もその規制緩和に伴って、先ほど羽山君子議員からも、  
やはり拠点外の方が非常に心配で、本当に戻れるのかどうかと、あと何年、我々のところに除染、家  
屋解体が及ぶのかどうか。やはり帰還を諦めてしまうようなふうに悩んでいる方もいらっしゃるとい  
うようなことなものですから、決して区域内で分断しないような対応で、一生懸命今家屋解体、町内  
やっているのですけれども、そのスケジュールもあるとは思っているのですけれども、その辺のような考  
えなのか、ちょっと町長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定復興再生拠点区域、先ほどお話ありましたように、大字で全体的に特定復興再生拠点区  
域に入っていれば分断は少ないだろうと。ただ、どうしても線引きで、大字の中でも特定復興再生拠  
点に入ったところ、入らないところ、そういうふうになってしまっているというのは、これ我々もそ  
ういうふうなことがないようにと思って取り組んでいたつもりなののですけれども、どうしても国との  
交渉、協議の中で、そういったような線引きになってしまったというのは、これは残念に思っており  
ます。ただ、今議員からご指摘あったように、そういった外れてしまったところを次の段階でどうい  
うふうに拡大していくかというのは、今後の国との協議の中でしっかりと取り組んでいきたいと思っ  
ております。

特定復興再生拠点区域外の人たちが、今回除染の対象になっていないということで、非常に町に戻  
れないストレスであったり、いろいろ精神的にダメージを受けるというふうなご指摘が先ほど羽山議  
員であったり、今岩本議員からありました。そういったものを少しでも軽減緩和するために、双葉駅  
西側に町として用地を取得しまして、戻ると意識のある、戻ると意識のある町民の皆様が、  
そこに住めるような環境整備をしましょうということで今取り組んでいるわけですので、自分の本来  
の住んでいる大字に戻るということではちょっと厳しい状況でありますけれども、戻る意識があれば、  
そういうふうな戻れるエリアは、町としてもしっかり整備していきたいというふうに考えております  
し、将来的に向けて、その枠の拡大というのは当然取り組んでいく考えでありますので、よろしくお

願いたいと思います。

また、特定復興再生拠点区域との際、境界の線量についてのおたただしですが、住民生活課長にそちらのほうを説明させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 住民生活課長、中野君。

○住民生活課長（中野弘紀君） 今ほど岩本議員からご質問いただきました拠点内外の際の除染の状況ですが、放射線量検証委員会につきましては、前回の全員協議会のほうでお示した範囲だけ、今回検証させていただいております。

おただしの件につきましては、今後2022年の特定復興再生拠点全域の避難指示解除に関する検証委員会の際に検証されるものと考えておりますので、その際に再度検証させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまの町長、住民生活課長の答弁でしたけれども、戻る方に対して町長、町西に住宅整備をするというようなことでありましたけれども、戻れるか戻れないかわからないにしても帰還ということは、2番目の質問にも出てきますけれども、やはり自分の地域、自分のうちに帰るということを皆さん望んでいるのかなというふうに思っております。

町長も何度も言いますが、国はたとえ長い年月を要しても、帰還困難区域全域を解除するという方針でありますけれども、特定復興再生拠点を少しでも拡大するということが町が示すことによって、拠点区域外の方にもやはり希望というものが持てるようなふうになるのかなというふうに思っておりますので、その進捗状況にもよるとは思うのですが、その辺柔軟に今後の拠点の整備に対する考えているものを検討していただきたいというふうに思うのですが、もう一度、最後に答弁いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 特定復興再生拠点区域の拡大、そういったことに関しましては、先ほど答弁でお答えさせていただいておりますが、町としては当然これが終わりではなくてスタートだと思っておりますから、どんどん広げていくという考えで取り組んでいきたいと。ただ、国の明示してありますどんなに時間がかかろうともというのは、ちょっと私そこは納得していません。どんなに時間がかかろうとでもなく、なるべく早い時間で復興再生を遂げるのが、国の責任においてやるべきことではないかというふうに思っておりますので、国にはもっと早い取り組みということで、今後要望していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 2番、家屋対策についてお伺いします。

現在、町内では倒壊家屋や被害の大きい家屋など、解体、除染が進められていますが、家屋処分に対しては家屋被害認定調査の申請手続が前提となります。

そこで、未申請の方への対応はどのような取り組みをしているのか。また、解体せず帰還を考えている方への対応として、家屋改修及び屋内清掃費用など、補助制度を設置する考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、家屋対策について。まず、家屋被害認定調査の未申請の方への対応はどのような取り組みをしているかとのおたただしですが、家屋被害認定調査は災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、災害が発生した場合において被災者からの申請に基づき、内閣府で定めた災害被害認定基準により住家の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を認定し、被災者の方々に罹災証明書を交付するために行う調査であります。環境省による避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域の倒壊家屋や被害の大きな家屋の解体、除染は、復旧復興の加速化とも関連してまいりますので、これまでも「広報ふたば」や町公式ホームページで制度の周知を行っておりますが、今後も機会を捉えて周知を行ってまいります。

次に、解体せず帰還を考えている方への対応として、家屋改修及び屋内清掃費用などの補助制度を設置する考えがあるかとのおたただしですが、既に避難指示解除が進んでいる周辺自治体において、これらの補助制度も実施している自治体もありますので、当町といたしましても令和4年春ごろの特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けて、町への帰還に向けた取り組みが本格化してまいりますので、補助制度を実施している周辺自治体の例を参考としながら、そのような補助制度の検討を進める必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町政懇談会でも、家屋解体、除染については多くの方から質問をいただいているというふうに思うのですが、町民の方でも環境省の説明会とか、あとは町政懇談会、大字行政区や自治会の総会などに参加される方は、環境省の職員の方とか、町長、副町長のほうからいろいろと説明をいただいて、家屋解体に対する手順というのは理解をしているというふうに思いますけれども、今ほども「広報ふたば」でも周知徹底していると。確かに9月号にも、罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金の受け付けなども記載してありますけれども、なかなか本当にまだ知らないでいる方というのかな、そういう方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、特に町内を見ると、倒壊の恐れがあるような危険家屋がまだまだ見受けられるのです。そういうところに対して、個別にもう対応していく時期でもあるのかなと。あと3年、その拠点内はあるのですけれども、本当にどうして解体の申請しないのか、解体に応じないのかなというようなことも、やっぱりこれから危惧されるというふうに思うのです。

町政懇談会の中でも、課税に対する質問というのも結構多くあるというふうに見受けられますので、特に借地の方は地主さんの同意が得られなくて解体もできないという、そういう問題も生じていることもありますので、その課税に対しては被災住宅地の特例とか、あと解除後の町の減免措置とか、そ



ういったものをしっかりと周知すべきではないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それと、戻りたいという方に対しての家屋の補助制度ですけれども、意向調査なども見ますと、町へ帰還する判断のために必要なことの中に、やっぱり住宅の修繕が2番目に多いのです。そういった要望が町民の方からも出てきているということと、先ほども言いましたように戻りたいという方は、やはりもとの持ち家、自宅に戻りたいという方が51%というふうに圧倒的に多いわけで、当然駅西にできる公営住宅にも住みたいという方もいるわけですけれども、そういった被害の少ない、双葉町に戻って住みたいという方のために、これも前の議会の質問の時にも補助の質問はしたのですけれども、検討するというような話だったので、これからやはり解体するか、いや、解体しないで修復して帰りたいという方のために、その辺のところ早急に補助制度の設置のほうも考えていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、家屋解体後の、いわゆる固定資産税の部分、これに関しましては、まず町としてまだ決定しているわけではありませんけれども、近隣町村の対応をよく参考にして、そういったような減免措置であるとか、土地を持っている方が負担にならないような固定資産税の対応というのは、検討していきたいと思っています。ただ、今現時点でも皆さん非常に心配されているのは、家が建っていることによる、いわゆる減免措置がなくなってしまうということだと思っております。その部分って、実は今の土地の評価というのは幾らなのですかということになると、かなりもう減額されているというか、割合的には評価そのものが落ちているのです。ですからその部分と、さらには近隣町村でも大体見回してみますと、3年ぐらい補助を出しているような自治体が多いように感じております。そういったことで、決して町民の皆さんに負担にならないようなやり方をとっていきたいと思っております。

あと、住宅改修の補助制度ですけれども、これも一応近隣町村のそういう補修制度に対する各自治体の取り組みというのもちょうと調べておりますが、下だと15万円、上が30万円、中にはいろいろ条件はあるのですけれども、300万円というふうな、この場合はちょっと状況は違うのですけれども、そういったような制度で、どういったものなのかというのをよく精査をさせていただいて、これもしっかりと戻ってくる人たちに対応できるような制度を考えていきたいと思っております。

あともう一点、危険家屋、倒壊しそうな、いわゆる大規模半壊といいますか、そういったような家屋の解体は早くしたほうが、いわゆる被害というか、いろいろな部分で安全面の部分からもやらなくてはならないというご指摘だったと思いますが、そういったことも積極的に国にアプローチをしまして、対応できるように何とか取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 倒壊家屋に対して国にアプローチというよりも、やはり個別に対応するのは

難しい面もありますか。どうしてもそのまま家屋が残っているような状態で、これこのまま残ってしまふと、町の今後の復興にも非常に影響するのかな、足かせになるのかなというふうなところもありますので、やっぱり個別に対応できるところは個別に対応していただきたいなというふうに思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、壊す壊さないは、個人の持ち物ですから、個人の判断になるわけですけれども、今ほど言ったように老朽家屋とか危険家屋は、本当に町の足かせになってしまうおそれがありますので、当然住みなれた家を処分するのは本当に心苦しいところがあるというふうに思ひますが、やむを得ない苦渋の判断でということになると思ひますので、町としてもできる限りの対応をしていただきたいというふうに思ひております。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。アーカイブ拠点施設についてお伺ひします。我々が経験した未曾有の東日本大震災、福島第一原発事故の記録と教訓を後世に伝え、世界へ発信する施設がアーカイブ拠点施設であります。

そこで、当町に建設され、来年夏にも開所を予定していますが、福島第一原発立地町として、同施設にどのような役割でかわり、取り組まれているのか伺ひます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、アーカイブ拠点施設について。アーカイブ拠点施設にどのようにかかわり、取り組むのかとのおただしですが、福島県が整備するアーカイブ拠点施設が建設されている地域は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）において被災伝承・復興記念ゾーンとして、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の記録、教訓と、それからの復興の歩みを広く国内外に発信する拠点となります。

町としましては、未曾有の複合災害を経験した地域であり、災害の記録と教訓を国内外に広く発信していくと同時に、世代を超えて記録と教訓、さらには復興への歩みを伝承していくことは、復興が始まったばかりであり、かつ町域全域の避難指示解除見通しが立っていない当町に対して、継続的に関心を持っていただくことに資することから、大変重要なものであると考えており、整備運営する福島県と連携し、発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。

町では、震災、そして第一原発事故の記録として双葉町東日本大震災記録誌を編集して、発行しております。全町民に配布しているわけですけれども、その中には震災前の双葉町の豊かな自然、歴史、そして伝統文化がありまして、そして平成23年3月11日のあの日から現在までの軌跡が、町民一人一人の経験した証言記録として記載されております。まさに、この記録誌そのものが双葉町としてはアーカイブ施設、伝承館で伝えていかなければいけないものなのかなというふうに思ひております。

そして、何を言いたいのかというと、双葉町は国の原子力政策に協力して、原子力発電所と共存共

栄を図ってきた原発の町でありますから、個別の資料になるわけですが、町内には駅前通り、そして役場通りに、原発の町を象徴するとも言える原子力標語の広報塔がありました。現在、会津の県の博物館にパネル保存されているわけですが、過去にも原子力広報塔の撤去の際にはいろんな議論がありましたけれども、過去も風化させることなく、未来志向で我々が経験した教訓をつないでいくためにも、貴重な資料になるのかなというふうに思っております。以前にも、町長は保存をすると、保管をするというふうな考えのようでありましたけれども、県しても町の地元さんの意向を十分尊重して検討していくというような、資料館のある学芸員の方からちょっとお話を聞いたのですが、まだ方向性は決まっていないというふうなこともおっしゃっておりますので、ぜひ町として県の検討会議に、こういった資料をアーカイブ伝承館のほうに、物も大きいものですから、どんな形で展示されるか、これも大変検討しなければいけないという問題になるかと思いますが、その辺のところ、町長今どのようなお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今議員からご指摘あった、いろいろな記憶だったり記録であったり伝承、今回の大震災の他の自治体と、他の県と違うのは複合災害だったということで、非常に特異な状況なのだろうというふうに思っております。そういった意味では、いろいろな資料も、町としてできる限り保存をさせていただいております。そういったものを県の施設ではありますけれども、県といろいろ協議をして、町として提供できるものは提供させていただきたいですし、先ほどご指摘あった原子力広報塔の例の看板、あの部分に関しては、今県のほうで保存させていただいておりますので、どういうふうなことができるかということで、相当大きなものなので、アーカイブ拠点施設の中はどうかというののもちょっとイメージしておりますが、ある意味外にということも可能性はないこともないだろうということで、それをしっかりと皆さんに見ていただくというのは、今回の大震災、原子力災害の部分でも、忘れないためにも必要なだろうというふうに思っております。そういったことも、今後県としっかりと協議をさせていただいて、どういう見せ方がいいのかということでやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町長ありがとうございます。原子力広報塔、負の遺産なんていうふうにもやゆされておりますけれども、決してそうではなくて、負の遺産にしないためにも有効活用というか、やはり原発と共生してきた町だということを世界に発信していく意味でも、町長、これよろしく検討していただきたいと思っております。

伝承館には、展示し切れない資料もたくさんあると思っておりますけれども、特に双葉町は貴重な財産として、海とか山とか川の観光資源もありますが、それを全て失ってしまったというような形になりますので、写真、映像なども未来の子供たちにつないでいくためにも、そういった記録もこれから県と調整しながら提供していただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位 4 番、議席番号 1 番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。  
1 番、尾形彰宏君。

（1 番 尾形彰宏君登壇）

○1 番（尾形彰宏君） 議席番号 1 番、尾形彰宏、通告順番 4 番。議長の許可に基づいて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず 1 番が、シンボル軸の名称公募についてということであります。本年 8 月の 2 日、常磐双葉インターチェンジ名称決定が公表されましたが、今後連携する復興シンボル軸道路の名称や横断橋梁の名称など、双葉町民への公募も、時節柄求心力向上として価値があると考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 1 番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、シンボル軸の名称公募について。復興シンボル軸や横断橋梁の名称について、公募により決定してはどうかのおたただしですが、復興まちづくり計画（第二次）において、復興シンボル軸として位置づけられました県道井手長塚線及び長塚請戸浪江線につきましては、現在福島県により整備が行われており、今年度末の常磐双葉インターチェンジ供用開始時には、現在の J R 常磐線杉下踏切を使用しての暫定供用となり、来年夏には国道 6 号より東側の箇所、令和 4 年 3 月には J R 常磐線跨道橋が完成し、全線開通となる予定となっております。県道の正式名称につきましては、道路法等関係法令等において、当該道路の起点、終点及び経過地の地名を表示するなどの基準が定められており、公募等による決定はできないこととなっております。

一方、身近な道路や橋梁の愛称については、町民に親しみや愛着を持ってもらえるよう、公募により決定することは広く行われているところです。町としましては、県道や橋梁の愛称については、その可否も含めて事業の進捗を見守りながら、道路管理者である福島県と調整してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ありがとうございます。ただいま町長からお話のあった愛称という形での命名ということになるわけですが、来年は J R 双葉駅開通、それから産業交流センターオープン、それからシンボル軸絡みの工事の進捗も含めて東京五輪の開催とか、双葉町も大いなる希望が見えてると私は思っています。

これもチャンスというふうを考えているわけなのですが、基本的に町民の意思が反映されて、現場関係者等ともに喜びを共有していくというのは、やはり一番理想的かなというふう考えるわけです。そういうことならば、式典がある現場、浜街道、部分的解除後の十分なる線量確認ということが前提となりますけれども、今まで私も毎月のようにチェックはしているのですが、0.1 マイクロ以下なわ

けです。0.1マイクロって、検証委員会のほうでどう評価するか委ねられるものがあるのですが、感覚的には1年間で考えると0.23マイクロシーベルト以下ということだから、その半分以下の線量が浜街道のシンボル軸との交点部分の大体線量になるわけです。

そういうことを考えると、自分の理想としては、やはり双葉町の幼稚園児、小学校児童、中学生徒の全員を参加させて、バスによる実際通行なんていうのも実現させてみたいなんていうふうに思うのは、私だけではないような気がする。ある意味そのオープニングとかそういった開通式とか、そういう部分があるわけです。だけれども、関係者の大人だけの世界ではなくて、やはり子供たちも参加させるというのが何か未来的な部分なのかなというふうに思っております。その辺について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今尾形議員からご指摘あった中野地区の復興産業拠点の近隣のエリア、避難指示解除準備区域の。実際私もあそこは、ほぼ毎月ぐらい入っております、線量も自分なりに測定させてもらっています。今おっしゃるとおり0.1マイクロシーベルト前後、中にはもっと低いところもあります。

そういった意味では、帰還目標はクリアしているエリアになっているのかなというふうには感じておりますし、そこに幼小中、さらには高校生の子供たちが、避難指示解除に向けてバスでというお話だったと思いますが、その部分は、規則的には可能ではあるはずですが。ただ、それが状況でどういうふうにできるか、またそういうふうな子供たちがどういう意識を持っているかというの、よく把握をして対応していかなくてはならないのかなというふうに思っておりますので、そういったことはしっかりと該当する子供さんたちと、そういうふうな意向、もちろん親御さんもそういうふうなものに関して関心があるかと思っておりますので、そういったような検討をして、判断をしていかなくてはならないのかなというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ご回答ありがとうございます。大体そういうふうな形になるだろうということは思っております。

私としても、これから2番目の質問の中で、実際今まで除染をやってきて、土木建設にかかわっている現場の者としての声というのは、やはり現場の人たちは、来年の夏7月までに何とか頑張りたいというふうな気持ちが生の声として出てるわけです。そういうことも含めて、ぜひみずからも含めて、町と一緒に協力していきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に移させていただきます。中間貯蔵搬入の廃棄土壌の利用についてということであります。今年の8月1日です。個人的に、今まで環境放射能除染学会というところに参加してきた経緯もあって、その学会の中で知り合った飯舘村の国の農政関係の研究機関の方と、学会の副会長を含めて名刺交換させていただいて、その時に、個人的になのですが、飯舘村に来ないかと。と

いっても建設会社の同僚、これは放射線資格を持っている同僚であります、基本的にちょっとそういう部分で理解するスピードも含めてあるものだから、誘っていきました。飯館村の環境省の実証現場というものを見学してきたのですが、その中で担当課の方は、1キログラム当たり5,000ベクレル。通常廃棄土壌のよしあしを決めている基準というのは8,000ベクレルですから、さらにその7掛けの5,000ベクレル。それ以下で、もう既に廃棄土壌の再利用ということで、そのあり方を示す花きとか、それから農作物のハウス、それから露地栽培の活用が行われていて、実際目で見て話を聞いても、これは十分に活用ができると。担当課の方も、むしろそのことを知ってもらうことのほうが重要ではないかというふうな考えでした。

双葉町として、その積極的利用側のほうに重点を置くという考え方があるのか。それ両サイドあるとして、そちら側に重点を置けば、自然と転がって再利用とかの方向に行くわけなので、いや、そうではなくて、慎重で、まだ予断を許さないというのであれば別の方向に行ってしまうわけだから、その辺の考え方、町長にお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中間貯蔵搬入の廃棄土壌の利用について。双葉町として、除染土壌の再利用について積極的利用側に重点を置く考え方があるのかとのおたただしですが、国では再生利用の対象を8,000ベクレル以下の除去土壌等としており、再生資材は管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛り土等の構造基盤の部材に限定し、適切な遮蔽圧の確保や継続的な維持管理を行うことにより、作業員や周辺住民等の追加被曝線量を一定の基準以下に抑えるという方針のもと、限定的に利用することとし、現在実証事業が南相馬市と飯館村で行われております。

町としましても、再生資源化した安全な除去土壌等の利用は、中間貯蔵量の減容化に資するものであり、実証事業やモデル事業等を実施し、安全性、具体的な管理の方法等が確保され、関係者や地元理解が得られた上で行う再生利用については、県外最終処分を効果的に進めるためにも、一定の理解を示したいと考えております。しかしながら、双葉町におきましては、現在中間貯蔵施設には県内各地の除染土壌等が大量に搬入及び貯蔵され、加えて町内の除染も完了していない状況にあることなどから、除染土壌等を公共事業等へ再利用することについては、まだ議論が始められる段階ではないものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 今は、判断あるいは議論を始める段階ではないという、段階的な判断というふうに理解しましたが、ちなみに私が行った飯館村の実証現場というのは、利用土壌の上に、盛り土にしても、土壌の上に安全性ということを考慮して、さらに山砂、一般的に解体とか除染後、線量を下げのために山砂とか入れたりするのですけれども、そういうことで被覆しているわけです。

また、環境放射能除染学会の見学会の中では、大熊町の現場へ行ってきたのですが、これ貯蔵している土壌の現場というのは、ベルトコンベヤーによる搬送からダンプに移して、ダンプから今度各配

置先まで移動して、廃棄するというわけでもないのですけれども、配置していると。専門家の同僚とか、あとはゼネコンの担当官の話聞いても、十分利用土壌としての価値はあるというふうに、普通に育てても植物は出てくるし、なおかつそれなりの肥料さえ加えれば十分使える、いわゆる普通レベルまでは来ているようなお話でした。これは、前回の質問の中でも話しましたが、除染ということとどうしても、あるいは検証性、何だおまえ、そんな土壌置いといて、どうなっているのだということを目でわかるための検証、一般的には放射線の分布マップというやつで、これは文部科学省が、大体ご存じだと思いますけれども、色分けしているわけです、線量と。だけれども、あくまでも上空300メートルからのマップなので、そういう点では実証実験、その利用的な価値も含めての安全性の確認というのは、その除染も含めて、やはりドローンを使った上空からの10メートルとか、もう少しあるかもしれないけれども、できる技術があるわけです。これは、前回の全員協議会、そして6月の定例会でもお話ししました。町長は、まだ認識がないということなので、まず認識ということから始めましょうと。私の一般質問の前の同僚議員の方も、やはり線量、除染ということに関しての要望として、安心安全を地域の人たちに提供するために努力していただきたいと。そういう流れで言えば、ドローンを使った積極的な検証、放射線検証、これこの間も資料をお渡ししましょうかみたいな話ししたけれども、環境省には、そこはきちんと行っていただきたいわけです。

今回環境省の大臣かわったではないですか、若い議員さんに。何か未来を感じさせるような雰囲気なので、そういう方だと、最新の技術のドローンを使って放射線分布マップをやるということに関しては、協力的である可能性高いわけなので、ぜひご足労ではありますが、町長さんのほうからも、現場で実は急いでいるのだと。なぜ私がこんなこと言うかということ、今のシンボル軸の工事絡みで廃棄物出るわけです。その廃棄物の放射線、誰が測定しているかといったら、私です。山のように廃棄物出てくるわけです。土砂だったり、それから伐採した樹木だったり、あとコンクリートガラだったり、普通周りを測定するのは誰でもできます。ところが、その上に上らなければいけないのだな、容積が大きいと。だから、コンクリートのガラの上を這いつくばるようにして上って、2メートル、3メートルの高さです。土壌もそうです。樹木に至るたるやちょっと不安定なので、おかげさまで今アスレチックのトレーニングジムに通い始めました、足腰がもう還暦過ぎてしまっているのです。そんなことで、大変な危険性があるということです。要するに大変だよと。だったら、もうドローンで上空からとっていただいたほうがスピードは早いし危険性も低い。そんなことで、くどくどではあるのですが、町長にお願いしているわけです。

質問に移るわけなのですが、再質問です。

(何事か言う人あり)

○1番(尾形彰宏君) ごめんなさい、ちょっと前置き長かった。要するに、積極的かつ正確な検証、除染検証を実施すべきと考え、そのドローンを使った。そこについてお考えをお聞きます。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

放射線量の測定に関しては、より正確に測定しなくてはならないという考えから、今の提言というか、質問になったと思うのです。そういうことは、我々も住民帰還を検討している上で、当然正確な数値というのは取得していかななくてはならないと思っております。そのドローンが、そういうふうなものに最適であるのかどうか、そういったものが今の放射線量の測定に関して正しいのかどうかというのをお互いあわせて、我々そういうふうな知見とか識見を持っているわけでありませんから、環境省のほうにもいろいろ相談をしながら、よりよい放射線量の測定の方法をとっていきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 再々質問ということで、2番目の質問の再々質問になるのですが、ちなみにこれは町長にごり押ししているわけではないけれども、除染学会を通じて検証委員会のメンバーとお話しすることができたわけです。先生は何とおっしゃっているかということ、データの数足りないというわけです。だから、ごり押ししてしまって申しわけないけれども、その辺も含めて、これは要望になってしまうので最後にしますけれども、よろしく願います。

では、次に移ってよろしいでしょうか。質問の3番目の項目になります。全体の除染学会の流れで、7月の12日なのですが、学会の第一原発視察見学会というのがありまして、そのバスの中で担当の方から、東京電力の敷地内の双葉町側のほうに大型の汚染廃棄物保管施設建設ということを用意しているというふうに聞いています。これは明らかに。

そこで、これら廃炉にかかわるこれらの追加の構造物をつくらなければならないわけなので、そうした場合、対象とした課税内容について、その詳細をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

（「汚染水は」と言う人あり）

○1番（尾形彰宏君） 汚染水、そうだね。ごめんなさい。ありがとうございます。大型の廃棄物の予定をしています。

（何事か言う人あり）

○1番（尾形彰宏君） いやいや、大丈夫。済みません、追加でいきます。

そこで、廃炉に係るこれら追加の構造物を対象とした課税内容について、その詳細説明をお伺いいたします。また、汚染水保管用タンクや廃棄物保管施設の認可についても、お考えをお伺いしますということです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、東電汚染廃棄物保管施設への課税について。まず、福島第一原子力発電所敷地内双葉町側に建設予定の大型の汚染廃棄物保管施設等の課税内容についてのおたただしですが、福島第一原子力発電所敷地内の双葉町側での汚染廃棄物関連設備、及び施設の新増設計画は存じておりますが、平成30年1月の個別廃棄物貯蔵庫第9棟の竣工以降、福島第一原子力発電所敷地内双葉町



側で、新たに竣工した家屋はないものと承知しております。

新たに家屋が竣工した場合には、地方税法第388条第1項の規定により、総務大臣が定めた固定資産の評価の基準並びに評価の実施及び手続、いわゆる固定資産評価基準にのっとり固定資産税評価額を算出し、適正に課税してまいります。

次に、汚染水保管用タンクや廃棄物保管施設の認可についてのおたただしですが、福島第一原子力発電所は、平成24年11月7日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づいて、特別の管理を必要とする特定原子力施設に指定されております。特定原子力施設への指定により、発電所内の設備等については、事業者が策定する実施計画を用いた審査や検査を受けることになり、当該実施計画は原子力規制委員会がその妥当性を審査した上で認可をしております。

議員ご指摘の汚染水保管用タンク等についても、このプロセスにより原子力規制委員会の厳格な審査を受けることとなります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。教科書どおりのお答えだと思います。

昨年の平成30年度の決算内容の財政分析というのを見ると、経常収支比率が85.9%、実質収支比率が31.2%というふうに、非常に柔軟性に欠けた、ままならない状況であることはわかっております。これ同僚の議員が、やっぱり同じように財源、財源というふうに頭を抱えていて、町長に質問させていただいたということもあるのですが、少しでも町の財政確保に寄与する政策というのを、これはお互いに模索しという部分が非常に大切なので、だから、何もわからない、ただ国が決めた委員会の決定に従ってやらざるを得ないでしょうねみたいな感じではなくて、我々町として、先ほど同僚議員がアーカイブ施設云々について言っていましたけれども、現実的には双葉町は、以前同僚議員も話したように、5号機、6号機、別に問題起こしているわけではないわけです。そこにあって、やっぱり政治的な交渉という部分での、これは同僚議員も残念がっていたけれども、今後の財源確保に向けて、何かしらの創意工夫があってほしいというふうに思います。

それを皆さん、職員の方を含めて、町長にお願いするというのも酷なので、我々も含めて現場にいる者とか、同僚の議員とか、いろんな方にやはり財政確保について考えていただくということの必要性というのは、あるのではないかなと。それは、なかなか難しいのかもしれないけれども、しかしながら我々も努力しなければ、町の皆さんもわかったなんていうふうに言わないと思うので、それは努力します。お互いに、検討していきたいというふうに思っています。お答えは結構です。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） ここで休議します。

休憩 午前11時49分

---

再開 午後 1時15分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位5番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 通告順位5番、出席番号4番、高萩文孝。今議長から質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、第8次提言について。8月5日に復興加速化のための第8次提言が取りまとめられました。復興庁の存続や、帰還困難区域の取り扱いなどに関しても言及されているようです。今後、本提言を踏まえ、政府としての方針が決定されると思いますが、町としての受けとめや今後の対応方針についてお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、第8次提言について。第8次提言に対する受けとめや、今後の対応方針についてのおたがしですが、ご指摘の自民党公明党の東日本大震災復興加速化本部による復興加速化のための第8次提言につきましては、かねてより町から関係機関に対して強く求めてまいりました。帰還困難区域全域の解除のめどが立っていない等の状況を踏まえた復興推進施策の推進体制の確保や、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取り扱いについて盛り込まれていることから、一定程度町の立場を理解していただいたものと受けとめております。

それらの点に加え、被災者に対するきめ細かい生活再建支援や適切な賠償等も含め、まずは提言に沿って、国においては基本的な方針を決定していただき、復興へ向けて町の現状及び被災者に寄り添ったきめ細やかな対応を、責任持ってしっかり取り組んでいただきたいと思います。

今後の町の対応方針につきましては、引き続き特定復興再生拠点区域において、町民の皆様が帰還が可能となる環境の整備を進めてまいりたいと考えておりますが、帰還困難区域の取り扱いに関して、提言内において土地活用の意向等を踏まえ、今後の政策の方向性について検討を進める旨の記載があることに着目しております。現在、特定復興再生拠点区域約555ヘクタールにおいて、双葉駅西側地区における新たな生活拠点の整備のほか、農地の除染及び施設復旧、営農再開など、帰還が可能となる環境の整備を進めていくことにより、限られた面積である拠点区域全域を全面的に活用していくとともに、拠点区域外においても有効な土地利用方策を検討、具体化することにより、特定復興再生拠点区域のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、2番の特別通過交通と交通網について。9月5日より、県道いわき浪江線の特別通過交通制度の適用が始まるとの報道がありました。また、2020年春の特定復興再

生拠点区域内の立ち入り規制緩和、復興シンボル軸や常磐双葉インターチェンジの開設に向けた取り組みが進められています。

具体的に、どこが許可証なしで走行可能になり、どこで許可証を確認することになるのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、特別通過交通と交通網について。特別通過交通について、具体的にどこが許可証なしで走行可能になり、どこで許可証を確認することになるかとのおたただしですが、これまでの常磐自動車道、国道6号に加え、9月5日から県道いわき浪江線及びそれに接続する国道288号の特別通過交通制度が適用され、車両通行証なしで通過交通できるようになりました。これにより、国道6号の迂回路が確保され、郡山市、大熊町方面、そして福島市、浪江町方面から自由に通行できることになり、国道6号や常磐自動車道とあわせて、浜通りの南北の基幹道路がつながったことにより、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの浜通りの復興、復旧の加速につながるものと期待しております。

まず、車両通行証なしで走行可能なところについてのおたただしですが、具体的には浪江町の県道いわき浪江線と、県道落合浪江線との交差点から、大熊町側にありました旧山神ゲートまでの6.4キロメートルが特別通過交通制度の適用区間となっております。

また、許可証を確認する場所については、有人ゲートとして新たに山田字手子塚地内の国道288号上に山田ゲートを設置しておりますので、国道288号を通過して新山方面に向かう場合や、逆に新山方面から大熊町、郡山方面へ通行する場合は、ここで車両通行証の確認が行われます。一方で、県道いわき浪江線沿線から、それに接続する町道を通って帰還困難区域へ立ち入る際や、その沿線上的ご自宅等の前に設置したバリケードを開閉する場合にも、車両通行証が必要となります。

次に、来年春を目標とした特定復興再生拠点区域内の立入規制緩和に伴い、車両通行証なしで走行可能なところとなるのは、避難指示解除準備区域内、特定復興再生拠点区域内、そして特定復興再生拠点区域外の常磐双葉インターチェンジからのアクセス道路となる県道井手長塚線を予定しております。

なお、県道井出長塚線については、県道いわき浪江線と同じく特別通過交通制度を適用する方向で調整してまいります。また、特定復興再生拠点区域内と帰還困難区域との境界での通行証の確認ゲートについては、拠点外の国道6号上の既存の有人ゲート2カ所のほか、前田地区や鴻草地区などに設置を検討しているところです。2020年春に向けた入退域管理については、今後内閣府などの関係機関や、関係する地元行政区とも調整してまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど車両通行証の要不要とかについて内容説明いただきました。

立ち入りに関して、もう少しわかりよい説明の仕方が必要ではないかなと。今ちょっとメモったの

ですが、なかなか書き終わらなくて、町民の皆さんに対しても、もっとわかりやすい周知を行っていくべきだと思いますが、町長の考えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

現在は、国道6号や国道288号の有人ゲートにより立ち入りして、町内に立ち入ることができますが、今後特別通過交通制度の適用箇所や特定復興再生拠点区域内の立入規制緩和の実施に伴い、適用路線の沿線や特定復興再生拠点と帰還困難区域の境界にある町道や農道等にバリケードが設置され、その多くが無人のバリケードとなります。無人となることで、そこへの入退域手続もわかりにくくなることから、議員ご指摘のとおり町民の皆様にはわかりやすくお伝えする必要性はあります。

入退域手続に当たっては、町民の皆様にご不便をおかけしますので、関係する地元行政区への説明はもちろん、わかりやすい広報に今後努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） よろしく申し上げます。

続きまして、3番の検証委員会について。8月の全員協議会において、双葉町放射線量等検証委員会からの中間報告と、立入規制緩和に向けた取り組みの報告があり、立入規制緩和に向けた具体的な取り組みが進められているものと思います。また、避難指示解除については対象範囲が示されましたが、放射線量については検証委員会で引き続き検証を続けるとのことでした。

検証委員会での議論の状況や、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、検証委員会について。検証委員会での議論の状況や、今後のスケジュールについてのおたただしですが、8月7日に開催された議会全員協議会において、双葉町放射線量等検証委員会からの中間報告と、中間報告を踏まえた立入規制の緩和についての町の考え方をお示しさせていただきました。

第1回から第4回を通じて、環境省による避難指示解除準備区域や、特定復興再生拠点区域内の除染状況、そしてその前後の線量のデータを通じて放射線量の低減状況を確認しております。特に中間報告の提出後の第4回委員会では、来年春に特定復興再生拠点区域内で避難指示解除を予定している範囲を委員みずから現地踏査し、放射線量の低減状況を確認したところです。

委員会での議論の概要としては、避難指示解除要件として国が示している年間積算線量の20ミリシーベルト以下について、個人の被曝線量としては超えることはないが、避難指示解除に当たり、その範囲外にある未除染区域の影響により、周辺と比較して放射線量が高い地点があるので、そこは早急に除染に着手して低減化を図るべきであること。また、空間線量率での被曝管理ではなく、個別の行動による実測値を計測するため、先行的に町内で活動する町民の方などや帰還する町民の方にDシャトルをつけて生活していただくこと。そして、リスクコミュニケーションを通じて、町民の皆さんの

放射線への不安や懸念、健康上の問題等について、寄り添った取り組みをしていくべきなどのご意見をいただいております。

また、今後のスケジュールについてですが、今月末に開催予定の第5回委員会において、最終報告が取りまとめられると聞いております。最終報告を町へ提出していただいた後、改めて議員の皆様へその内容を報告させていただき、来年春の避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部の避難指示解除に向けて、町民の皆様のご意見をいただくため、住民説明会などの対応を協議させていただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） ただいまの答弁で、空間線量率での被曝管理ではなく、個別の行動による実測値を測定すべきといった委員会の意見があったようですけれども、具体的にどのような取り組みをしていくのか、再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

このことにつきましては、住民生活課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 住民生活課長、中野弘紀君。

○住民生活課長（中野弘紀君） 今の高萩委員からのご質問についてご説明したいと思います。

具体的に、個別の線量についてどうなのかというお話だと思いますが、先ほど町長からの回答もあったとおり、個々人のほうにDシャトルをつけていただきまして、それに基づきまして、それを積み上げた結果を、いろいろな形で検証委員会のほうに今後反映させていただければということもあります。

また、Dシャトルにつきましては配布する体制を整えまして、今後それをもとにリスクコミュニケーションの体制を整備するというので町として考えておりますので、それに基づきまして関係機関と調整させていただければと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど、いろいろやっていただけということなので、来年の2020年春遅れないように、きちんとやっていただく考えがあるかどうか、最後の再々質問で町長の答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

来年春の避難指示解除準備区域、さらには双葉駅近辺、復興シンボル軸の県道井手長塚線、そういったものの先行的な避難指示解除するものに関して、今言われた除染で線量の低減化に対しては町としても最大限の努力をして、来る日に対して取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時33分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 令和元年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月18日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第42号 双葉町産業交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第43号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第44号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第45号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 双葉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 備品購入契約の締結について
- 日程第8 議案第49号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第9 議案第50号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第10 議案第51号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第11 議案第52号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第53号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第54号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第55号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第56号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第57号 平成30年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第17 議案第58号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第59号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第60号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第61号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第21 議案第62号 平成30年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第63号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第23 議案第64号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第26 議員派遣の件

閉 会



○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
総務課長	平岩邦弘君
復興推進課長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	朝田幸伸君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第42号から日程第23、議案第64号までそれぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

---

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第42号 双葉町産業交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第43号 双葉町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第44号 双葉町立幼稚園預かり保育料に関する条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第45号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第46号 双葉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第47号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第48号 備品購入契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第49号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第50号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第51号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第52号 令和元年度双葉町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第16款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第20款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。  
第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款商工費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款公債費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）



○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第53号 令和元年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第54号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、議案第55号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議案第56号 令和元年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

（「議長、休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時19分

---

再開 午前 9時35分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第57号 平成30年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行きます。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 13ページになります。第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。16ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 19ページになります。第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 22ページになります。第18款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 26ページ、歳出に入ります。  
第1款議会費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 50ページになります。第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 59ページ、第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 63ページになります。第5款労働費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 66ページになります。第7款商工費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 70ページ、第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 72ページになります。第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 81ページになります。第11款災害復旧費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款公債費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） おはようございます。最初の部分に当たって、今回中身を見ると、私には不用額と書かれている項目の金額が大分多いように思われるのですが、それについての説明と、その不用額についての処分の仕方ということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの尾形議員の質問に、総務課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 総務課長、平岩邦弘君。

○総務課長（平岩邦弘君） 尾形議員のご質問にご説明いたします。

最初のほうの不用額、多いのではないかとのご指摘かと思いますが、事業の進捗等に応じまして、執行残といいますか、が発生したものでございまして、当然この不用額につきましては翌年度に繰り越されることとなりますが、今後その予算の管理に当たっては、事業進捗等見ながら予算の編成をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。最近の予算見ますと、全員協議会でも話させていただいたのですが、歳出歳入300億円、それでなおかつ基金が600億円という途方もない数値過ぎてしまって、今までの24億円規模の双葉町の標準財政規模に比べると桁違いなので、すごく非常に注意が必要だと思います。全員協議会でも言いましたけれども、やはり注目されている町であることは間違いないので、その部分については慎重にやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第57号は認定することに決定しました。



---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第58号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行きます。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。13ページになります。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款財政安定化基金拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第58号は認定することに決定しました。

---

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議案第59号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第59号は認定することに決定しました。

---

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議案第60号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第60号は認定することに決定しました。

---

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第20、議案第61号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第61号は認定することに決定しました。

---

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第21、議案第62号 平成30年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 9ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金。12ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第62号は認定することに決定しました。

---

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第22、議案第63号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 6ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第63号は認定することに決定しました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第23、議案第64号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。



お諮りします。議案第64号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第64号は同意することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時56分

---

再開 午前 9時58分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

---

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(佐々木清一君) 日程第24、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(佐々木清一君) 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件

○議長(佐々木清一君) 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和元年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時00分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                    清 川 泰 弘

署名議員                    岩 本 久 人